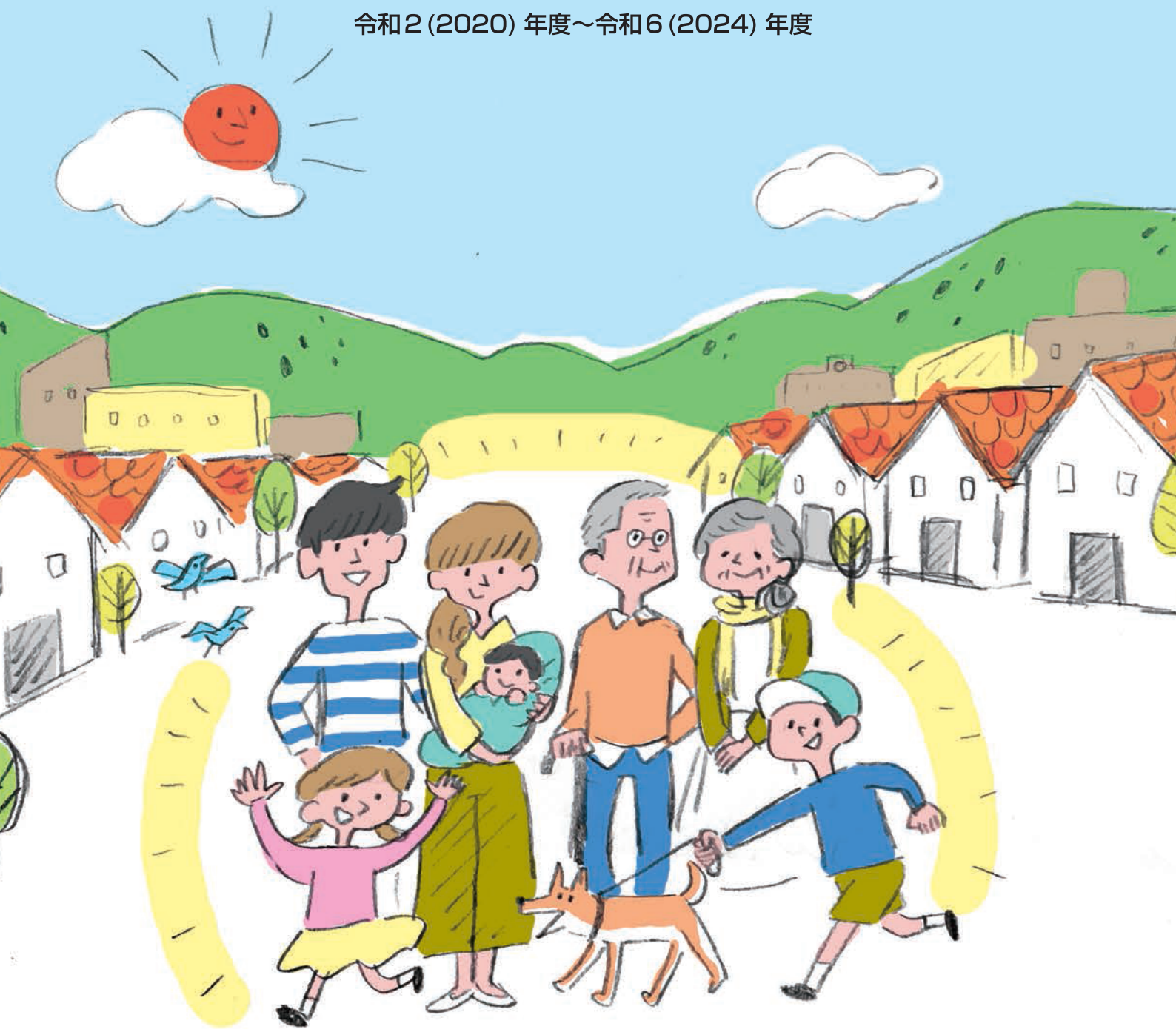


安芸高田市地域福祉計画

～地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら
暮らすことができる「地域共生社会」の実現～

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



令和2(2020)年3月

安芸高田市

はじめに

近年、地域を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化のより一層の進展、個人の価値観や生活様式の多様化等により、家庭や地域のつながりが希薄になりつつあります。

このような中で、様々な諸課題に対応していくためには、従来の方法ではカバーしきれない福祉課題が増加しています。行政や地域福祉の推進主体である社会福祉協議会、地域の団体・事業者や市民の皆様が相互に協力し合っていくことがより一層求められてきています。

このたび、先行し策定された高齢者、障害者、児童に関する各種計画を踏まえ、本市の地域福祉をめぐる諸課題をまとめ、「地域」という視点で住民とともに地域で支援を要する様々な人の生活を支援していくことを目指して「安芸高田市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、この計画の基本理念である「地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる『地域共生社会』の実現」に向けて、地域福祉の推進を進めるとともに、地域生活課題への対応を効果的に進めるために、支援の充実に努めてまいります。関係者の皆様や市民の皆様のさらなるご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました安芸高田市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和2（2020）年3月

安芸高田市長 **浜田 一義**



～目 次～

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 国の動向	2
3. 地域共生社会の実現と地域福祉の推進	4
4. 計画の位置づけ	6
5. 計画の策定体制	8
6. 計画の期間	9
7. 地域福祉における圏域	10
第2章 地域福祉に関する現状と課題	11
1. 人口や世帯の状況	11
2. 支援を必要とする市民の状況	15
3. 地域の状況	23
4. 既存アンケート調査の結果	31
5. 本計画で取り組むべき課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	36
1. 基本理念	36
2. 基本目標	36
第4章 施策の展開	40
1. 基本目標1 地域福祉の意識づくり・担い手づくり	40
2. 基本目標2 地域で支えあう仕組みづくり	43
3. 基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり	46
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	52
1. 策定の背景	52
2. 計画の位置づけ	52
3. 成年後見制度	52
4. 本市の現状	53
5. 計画の内容	58
第6章 計画の推進	60
1. 計画の推進体制	60
2. 計画の進行管理・評価	61
3. 財源の確保や社会資源の活用	61

資料編	63
1. 地域福祉計画策定委員会設置要綱	63
2. 地域福祉計画策定委員名簿	65
3. 策定経過	66
4. 関連資料	67
5. 関連計画・報告書一覧	74
6. 地域福祉年表	76
7. 用語解説	79

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、地域における福祉課題は複雑多様化してきており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。また、平成30(2018)年7月豪雨等の大規模災害を経験し、災害時における避難行動が困難な人の支援の重要性が再認識されています。

さらに、生活困窮者自立支援法が施行され、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するための方策についても、地域社会が抱える新たな課題としてその対応が求められています。

このような中、今後は福祉分野だけに限らず、様々な分野が連携し、すべての市民を対象とした新しい地域包括支援体制の構築と、地域の支えあいによる取り組みが期待されています。

本市の市政運営の基本方針である「第2次安芸高田市総合計画」の福祉分野の政策目標では「共に助け合う、安全安心」、「支え合う福祉社会の実現と医療体制の充実」を掲げ、「市民総ヘルパー構想」等による地域で支え合う福祉のまちづくりを推進しています。

また、「第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、安心して住み続けられる環境づくり、誰もが置き去りにされることのない持続可能で多様性のある社会の実現を目指します。

本計画は、総合計画及び総合戦略の方針を踏まえ、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の各分野が連携し、本市の地域福祉の充実を図ることを目的として策定するものです。

また、平成28(2016)年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示したことを踏まえて、本計画では、「安芸高田市成年後見制度利用促進基本計画」をあわせて策定するものです。

本計画に基づく、行政、地域住民、福祉関係者等の協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

2. 国の動向

近年の地域福祉に関する国の動きとして、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」以降、「地域共生社会」を提示し、その実現に向けた議論が進められてきました。

年月	国の動向	備考
平成 25 (2013) 年		
6 月	災害対策基本法改正	避難行動要支援者に対する災害時に備えた地域での見守り・支え合いの体制強化
平成 27 (2015) 年		
4 月	生活困窮者自立支援法施行	自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行う等、支援の拡充を図る
9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の策定(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)	「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を提示
平成 28 (2016) 年		
4 月	社会福祉法の一部改正施行	福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度改革と福祉人材確保促進を規定
5 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	
6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」の記載	
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	
10 月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会)の設置	
12 月	地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業の展開(平成 29 年度予算)	

年月	国の動向	備考
平成 29 (2017) 年		
2 月	『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定	
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立	
6 月	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布	
9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ	
12 月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の告示	
	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知)	
平成 30 (2018) 年		
4 月	改正社会福祉法の施行	「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念、包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の充実を規定

3. 地域共生社会の実現と地域福祉の推進

(1) 地域共生社会の実現

人口減少や少子高齢化、つながりの希薄化等を背景に、生活課題や地域課題が複雑化、複合化してきています。

こうした中、制度ごと、分野ごとといった縦割りでは課題の解決ができなくなってきたおり、包括的な支援体制の整備が必要となってきました。また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら地域を共に創っていく社会の実現が求められています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成 29(2017)年 2月 7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(2) 地域福祉の推進

社会福祉法の目的として、社会福祉法第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、社会福祉法第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

地域福祉とは、制度やサービスを利用するだけでなく、地域の住民や福祉関係者等が協力して地域の課題解決に取り組む仕組みやお互いを支えあう関係をつくり、誰もが安心して暮らしていくことのできる社会の実現を目指すものです。

○社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

4. 計画の位置づけ

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」は、社会福祉法第107条に位置づけられており、その規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「障害者」、「児童」等の対象ごとに個別に策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの個別計画に共通する課題を整理し、住民と共に、地域で支援を要する様々な人の生活を支えていくことを目指す計画です。

○社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（1）個別計画との関係

「安芸高田市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「第2次安芸高田市総合計画」の部門別計画としての性格を持っています。

また、高齢者、障害者、児童等の福祉に関連する本市の分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民協働を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

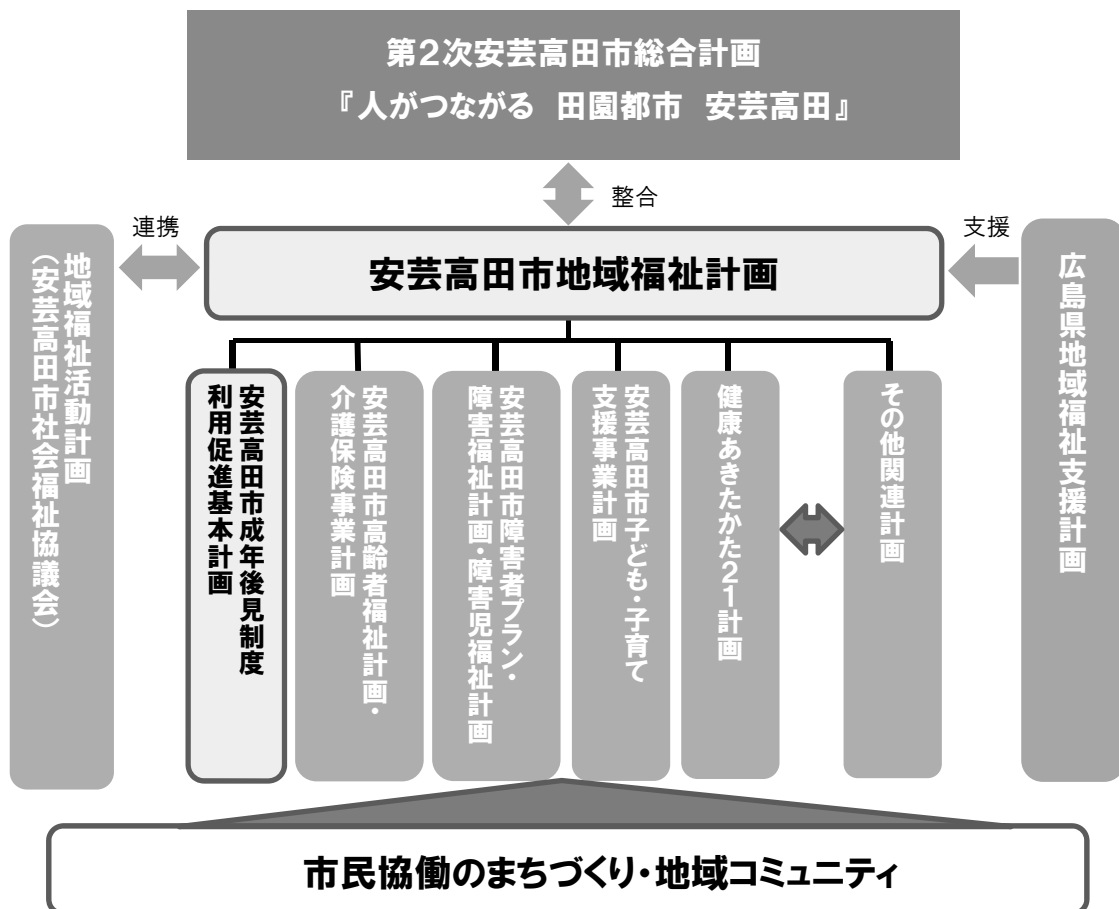
本市では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、市と社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会が持つノウハウを活かしながら実践に移せるよう、本計画を策定しました。

さらに、本計画を、「成年後見制度の利用促進に関する法律」第23条の「当該市町村の区域における成年後見制度の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉計画」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置づけられています。

「地域福祉活動計画」は、すでに先行して「安芸高田市社会福祉協議会第2次中期経営計画（第2次地域福祉活動計画）」が策定されており、地域福祉活動計画は「地域福祉計画」を推進・補完する計画の意味も併せ持っています。



5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

(1) 策定体制

地域福祉に関する事項を審議するため、自治組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉に関する団体等で構成する「安芸高田市地域福祉計画策定委員会」を設置し、策定を進めました。

(2) アンケート調査結果の活用

本市内に在住する市民を対象として、地域の付き合いの状況や地域福祉活動の参加状況、地域福祉についての意識等を把握するため、本市における既存計画のアンケート及び高宮町在住の高齢者を対象とした「高齢者の日常生活に関するアンケート結果」（700 配布、449 回収、回収率 64.1%）を参考に、関連する課題の整理を行いました。

また、民生委員・児童委員、福祉事業者等を対象としたヒアリング調査を実施し、地域福祉に関連した活動を実践されている方々からの意見聴取を行いました。

(3) 意見公募手続制度（パブリックコメント）の実施

計画に市民の意見を反映させるために、令和2（2020）年2月7日から2月21日までパブリックコメントを実施しました。その結果、1人から意見等がありました。

6. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画の期間とします。

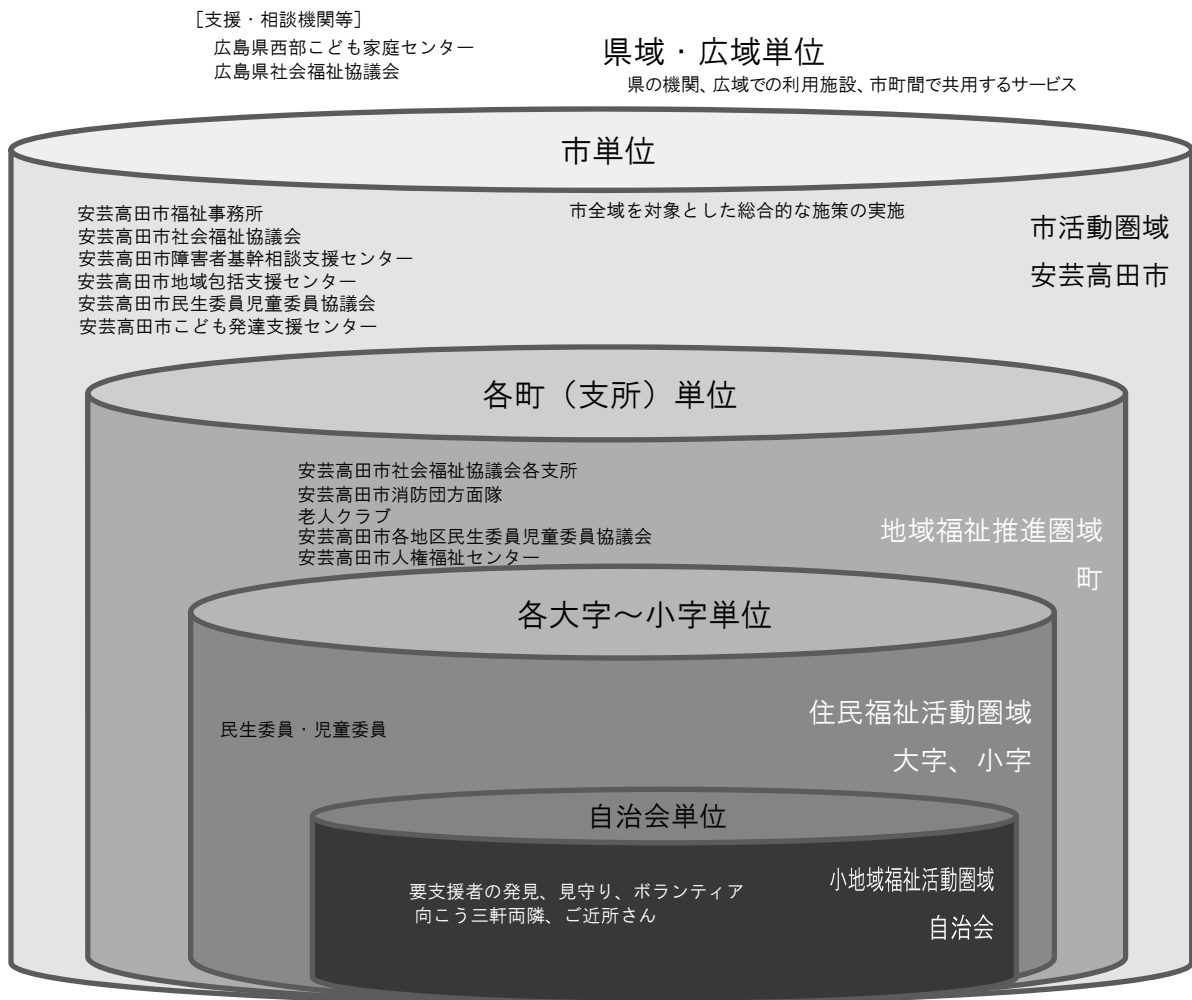
また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	
地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画)						第 1 次 (令和 2 ~ 6 年度)					
総合計画	← 第 2 次 →										
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	← 第 6 期 →		← 第 7 期 →			← 第 8 期 →			← 第 9 期 →		
障害者プラン(障害者計画)	← 第 2 次 →					← 第 3 次 →					
障害福祉計画	← 第 4 期 →		← 第 5 期 →			← 第 6 期 →			← 第 7 期 →		
障害児福祉計画			← 第 1 期 →			← 第 2 期 →			← 第 3 期 →		
子ども・子育て支援事業計画	← 第 1 次 →					← 第 2 次 →					
健康あきたかた 21 計画(健康増進計画・食育計画)	← 第 1 次 →		← 第 2 次 →					← 第 3 次 →			
地域福祉活動計画	(社会福祉協議会)				← 第 1 次 →		← 第 2 次 →			← 第 3 次 →	

7. 地域福祉における圏域

地域福祉活動は、隣近所で行われる圏域（向こう三軒両隣）から、市全域で行われる圏域までのいくつかの階層に分かれ、様々な機関や団体が階層に応じてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層内や、階層をまたいで情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。

◆地域福祉圏域のイメージ◆



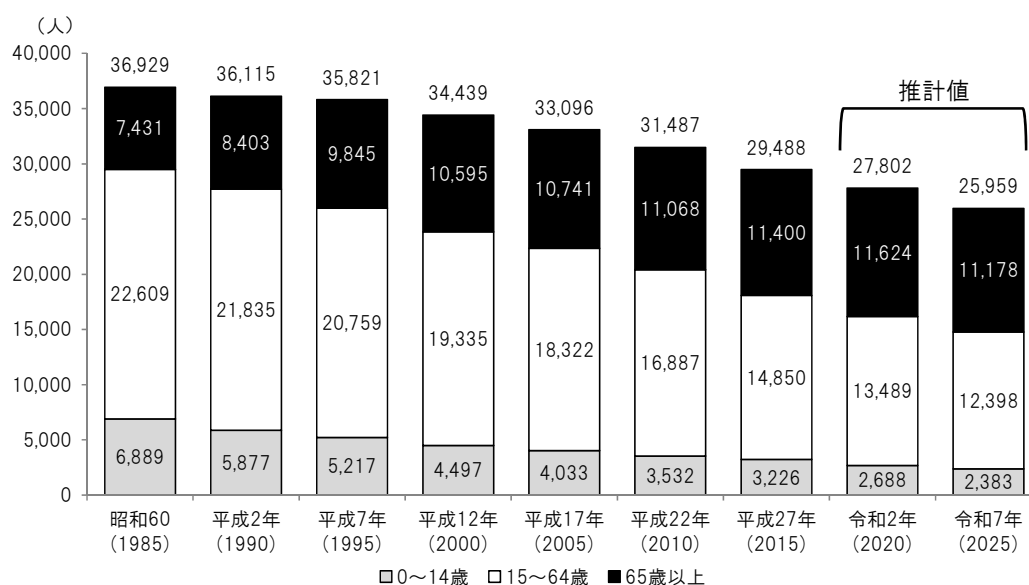
第2章 地域福祉に関する現状と課題

1. 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口推移を国勢調査の数値で見ると、総人口は減少傾向となっており、平成27(2015)年で29,488人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は年々増加し、平成27(2015)年の高齢化率は38.7%となっています。

図表2-1 人口の推移



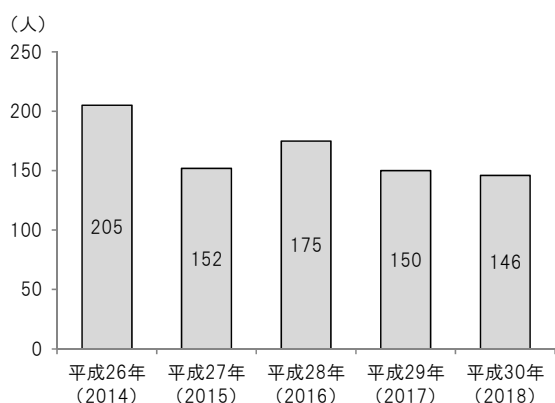
※国勢調査、令和2(2020)年・令和7(2025)年の人口推計は安芸高田市人口ビジョン
 (注) 合計値には「年齢不詳」を含むため、3区分人口の合計値と一致しない場合がある

(2) 出生数等の推移

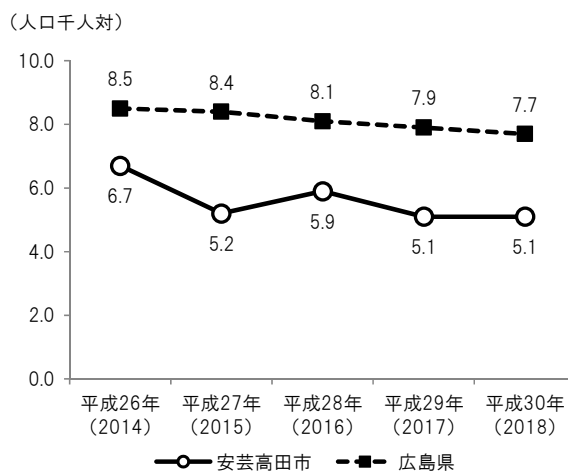
出生数は、平成 28 (2016) 年は増加しましたが、翌年は減少しています。出生率は、広島県の平均に比べ低くなっています。また、死亡数は 500 人前後で推移しており、死亡率は広島県の平均に比べ高くなっています。

人口動態では、転出超過の状況にあり、これらのデータは、本市の過疎化が引き続き進行していることを表しています。

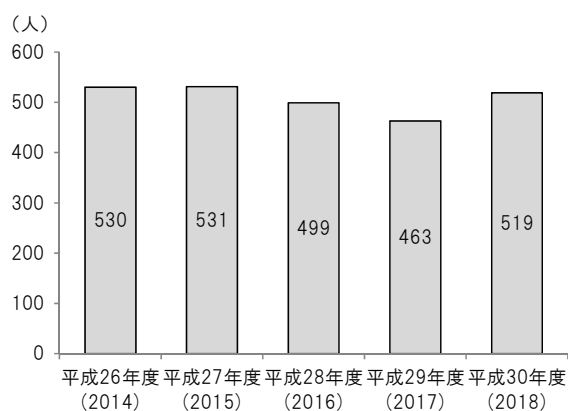
図表 2-2 出生数の推移



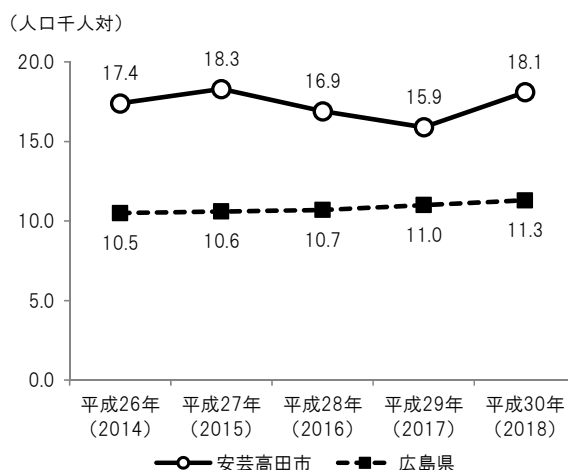
図表 2-3 出生率の推移



図表 2-4 死亡数の推移

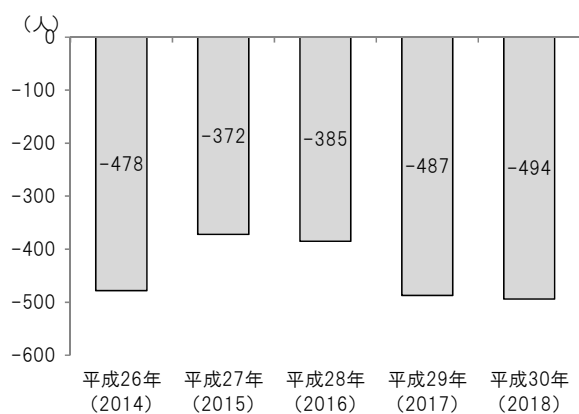


図表 2-5 死亡率の推移

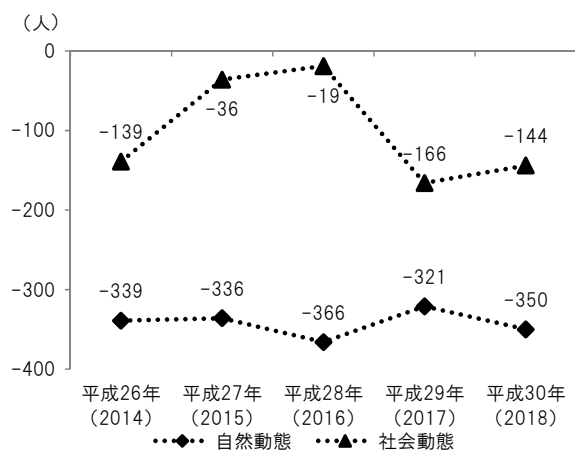


※図表 2-2～5：広島県人口動態統計年報

図表 2-6 人口動態の推移



図表 2-7 自然動態と社会動態の推移

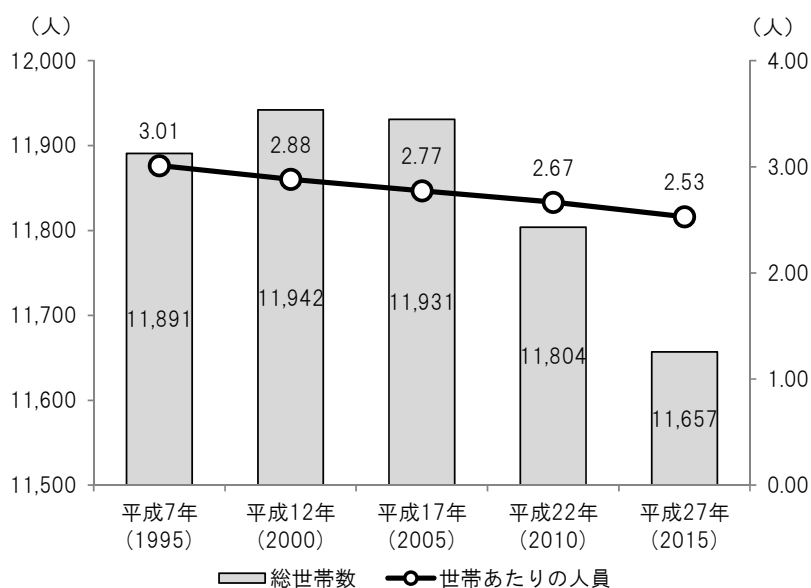


※図表 2-6～7：広島県人口移動統計調査

(3) 世帯数の推移

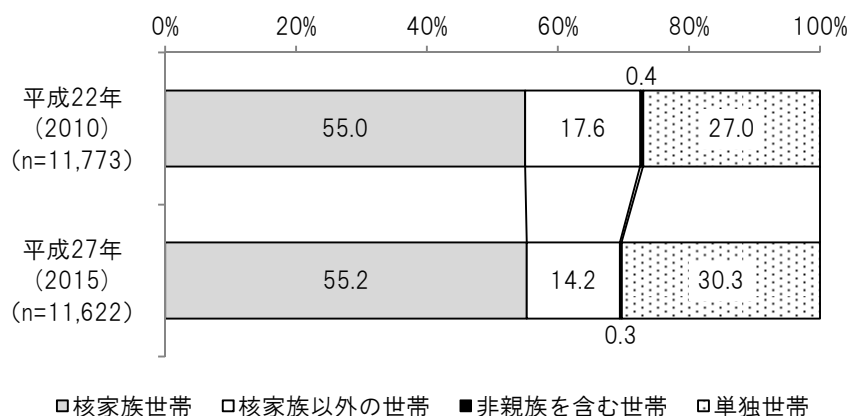
本市の世帯数は、平成 12（2000）年をピークに減少しています。また、世帯当たりの人員も減少が続き、平成 7（1995）年以降の 20 年間で 0.48 人減少しています。世帯構成では、核家族の割合が最も高く、次いで単独世帯（世帯人員が一人の世帯）が多くなっています。

図表 2-8 世帯数の推移



※国勢調査

図表 2-9 世帯構成比率



※国勢調査

(注) 世帯の家族類型「不詳」は含まず

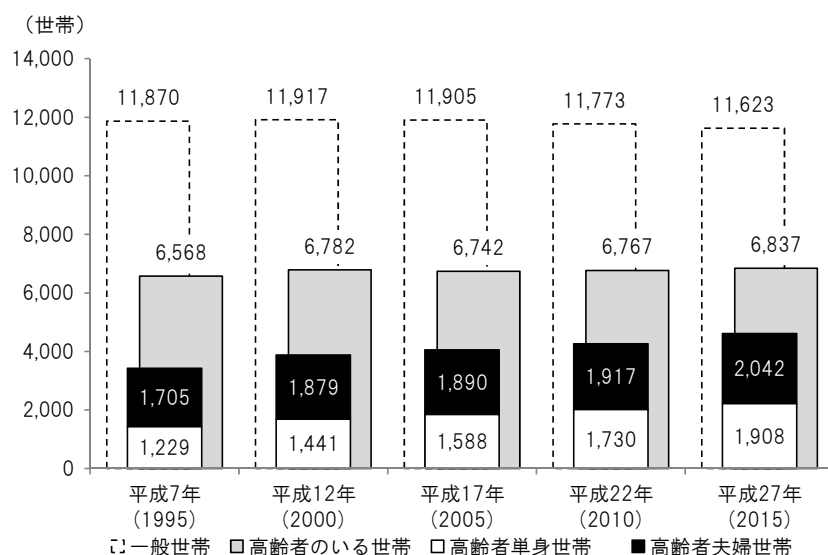
2. 支援を必要とする市民の状況

(1) 高齢者のみの世帯数の推移

一般世帯数は減少傾向にあり、平成 27（2015）年では 11,623 世帯となっています。

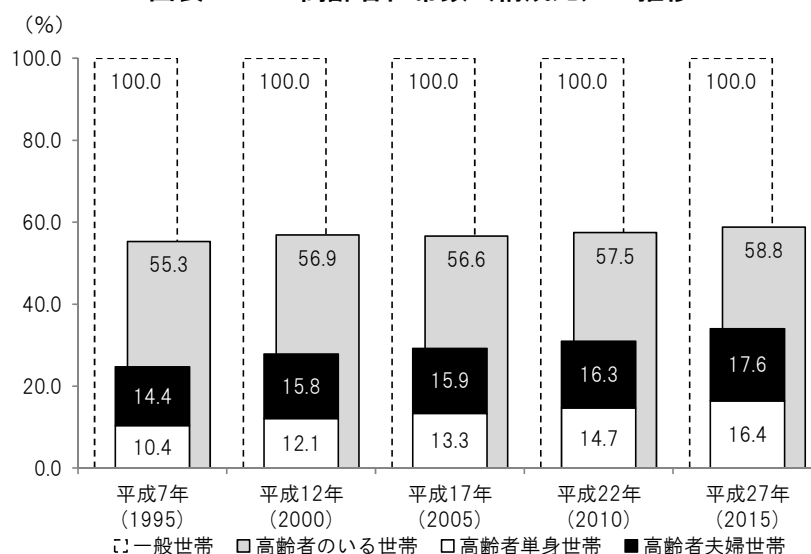
また、平成 27（2015）年の高齢者のいる世帯は 6,837 世帯と、一般世帯のうち 6 割弱を占めています。高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯も年々増加しており、平成 27（2015）年では一般世帯のうち 34.0%が高齢者のみの世帯となっています。

図表 2-10 高齢者世帯数の推移



※国勢調査

図表 2-11 高齢者世帯数（構成比）の推移

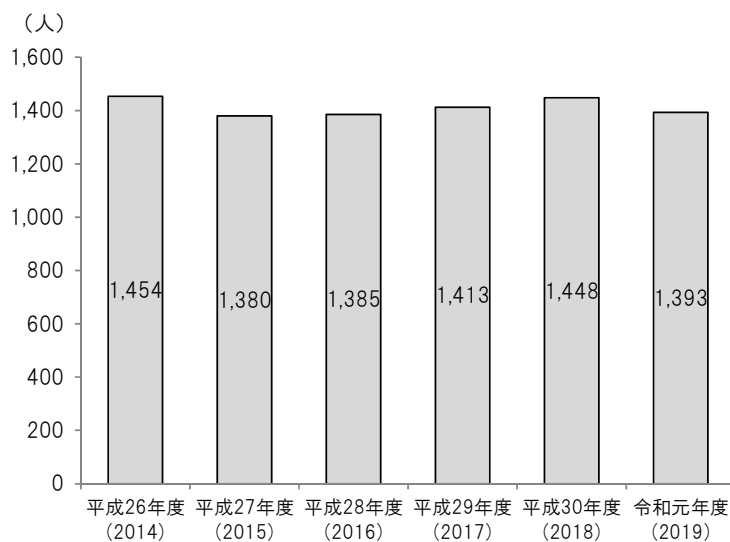


※国勢調査

(2) 寝たきり高齢者数の推移

寝たきり高齢者は、1,400 人前後で推移しています。

図表 2-12 寝たきり高齢者数の推移



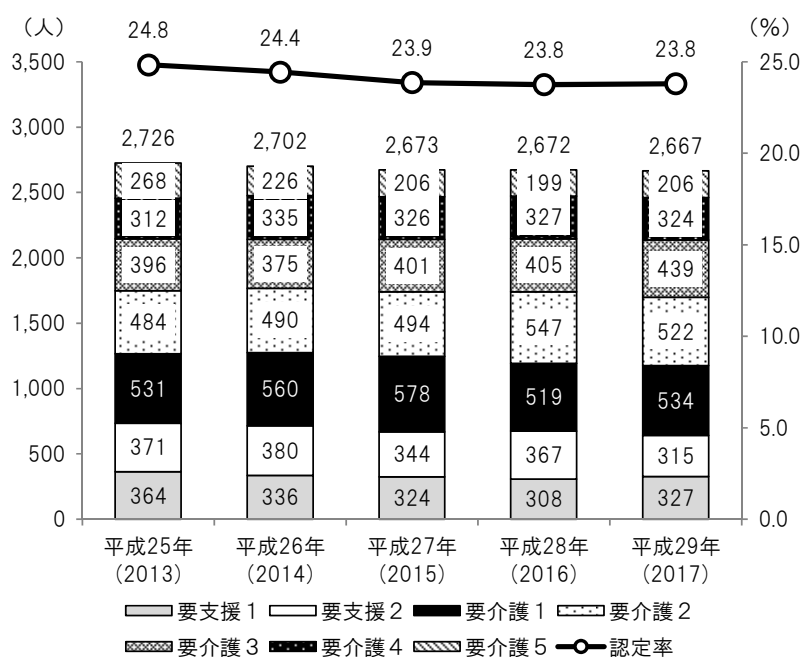
※安芸高田市福祉保健部保険医療課調べ

(注) 介護保険認定時の日常生活自立度のランクBとランクCをカウント
訪問調査と主治医意見書で相違する場合は訪問調査の自立度をカウント
高齢者であるため、2号被保険者(40~64歳)はカウントしない

(3) 要支援・要介護等認定者の推移

本市の65歳以上の高齢者は増加していますが、要介護認定者数は近年ほぼ横ばいで推移しています。このため、近年の認定率は減少傾向となっています。

図表2-13 要支援・要介護等認定者

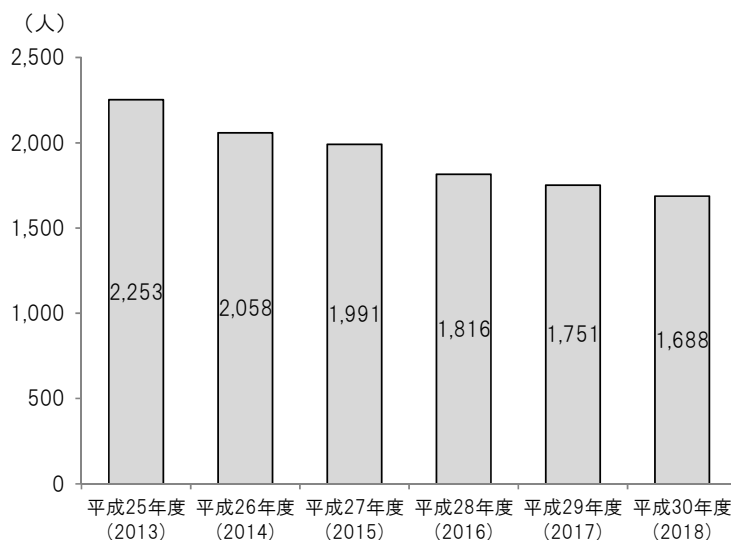


※介護保険事業状況報告

(4) 障害者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳所持者数はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

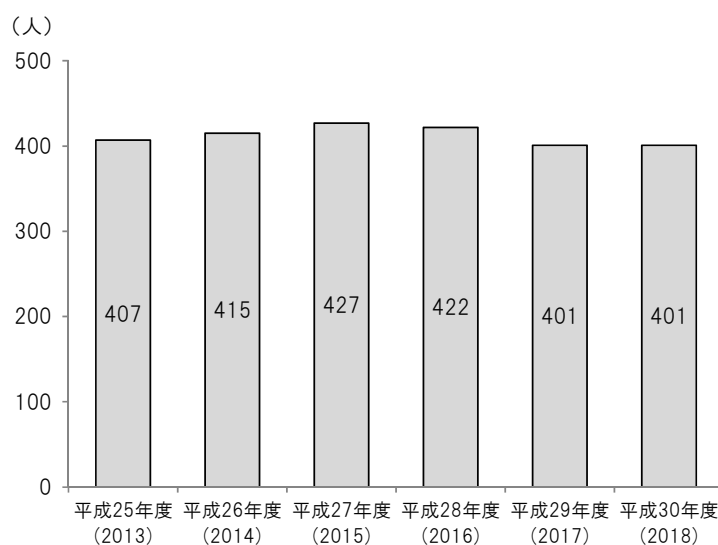
図表 2-14 身体障害者手帳所持者数の推移



※安芸高田市福祉保健部社会福祉課調べ

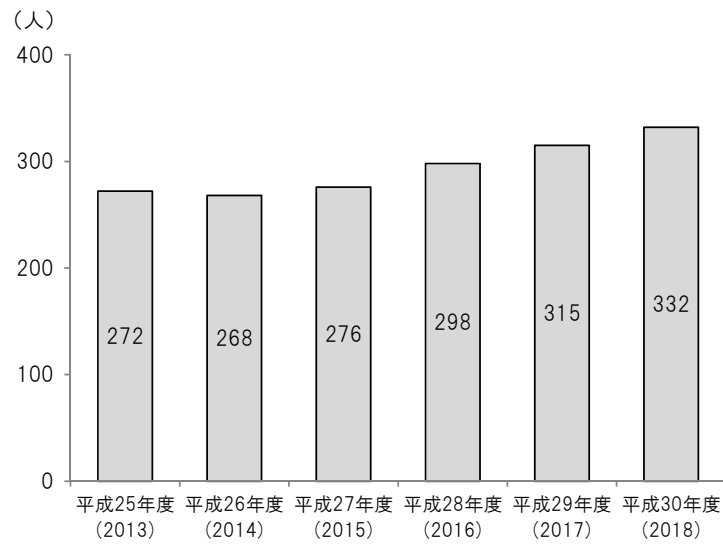
平成 27 (2015) 年度までの療育手帳所持者数の増加は、以前に比べて障害への理解と早期療育の必要性の認識が深まり、手帳を取得されるようになったことが要因と思われます。近年の増減は、ほぼ横ばいとなっています。

図表 2-15 療育手帳所持者数の推移



※安芸高田市福祉保健部社会福祉課調べ

図表 2-16 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

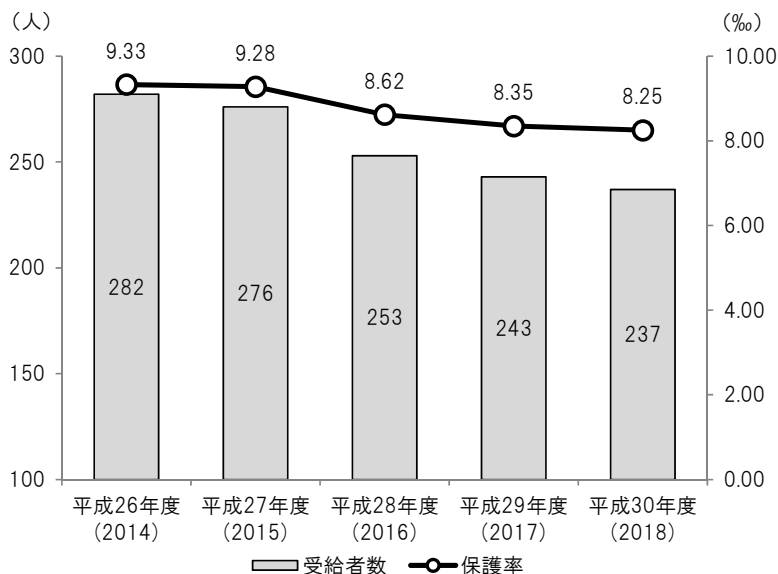


※安芸高田市福祉保健部社会福祉課調べ

(5) 生活保護受給者及び世帯数

本市の生活保護受給者数は、平成 26 (2014) 年度以降、減少傾向にあり、保護率 8.25 パーミルの水準となっています。生活保護受給世帯は、平成 27 (2015) 年度以降、微減の傾向にあります。世帯類型別では、障害の割合が増加しています。

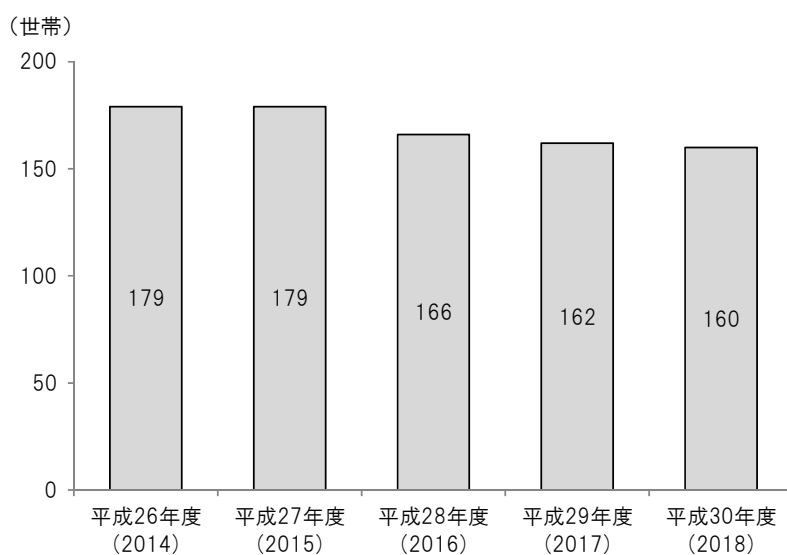
図表 2-17 生活保護受給者数と保護率の推移



※安芸高田市福祉保健部社会福祉課調べ

(注) 各年度、3月31日現在の数値

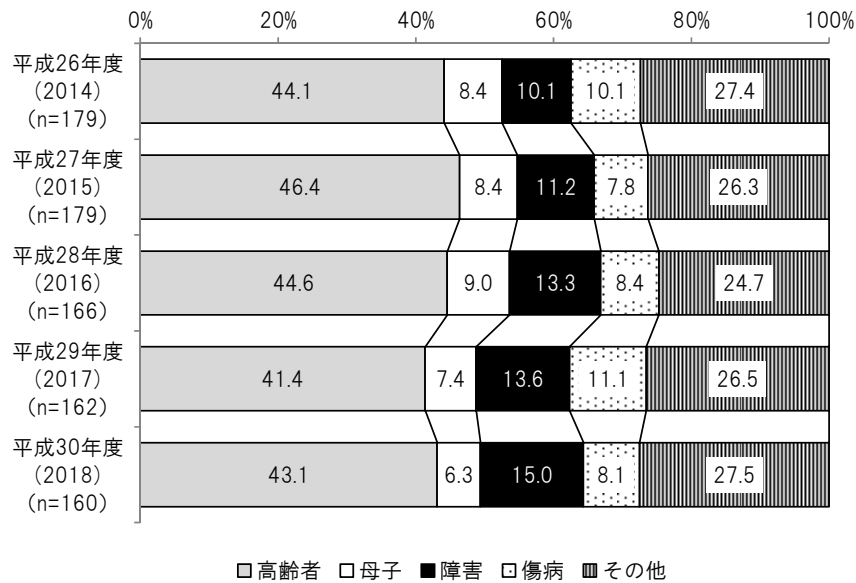
図表 2-18 生活保護世帯数の推移



※安芸高田市福祉保健部社会福祉課調べ

(注) 各年度、3月31日現在の数値

図表 2-19 生活保護世帯数（世帯類型別）の推移



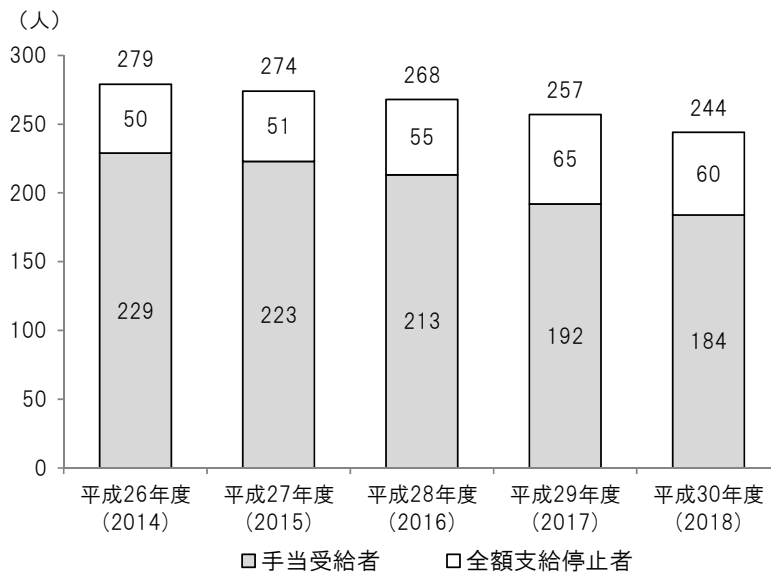
※安芸高田市福祉保健部社会福祉課調べ

(注) 各年度、3月31日現在の数値

(6) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は減少傾向となっていますが、全額支給停止者は増加傾向となっています。

図表 2-20 児童扶養手当受給者数の推移

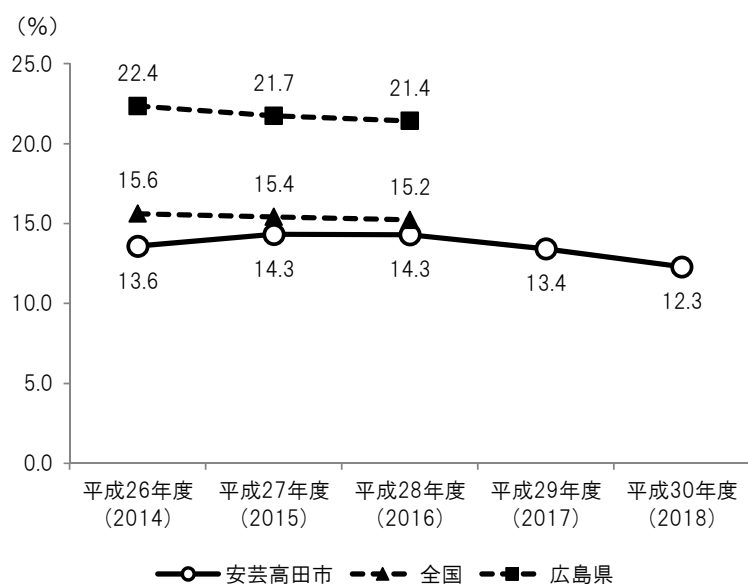


※安芸高田市福祉保健部子育て支援課調べ

(7) 就学援助率の推移

就学援助を受けている児童生徒の割合は、全国及び広島県に比べて低いものの、10人に1人以上が該当しています。

図表 2-21 就学援助率（当初認定状況）の推移



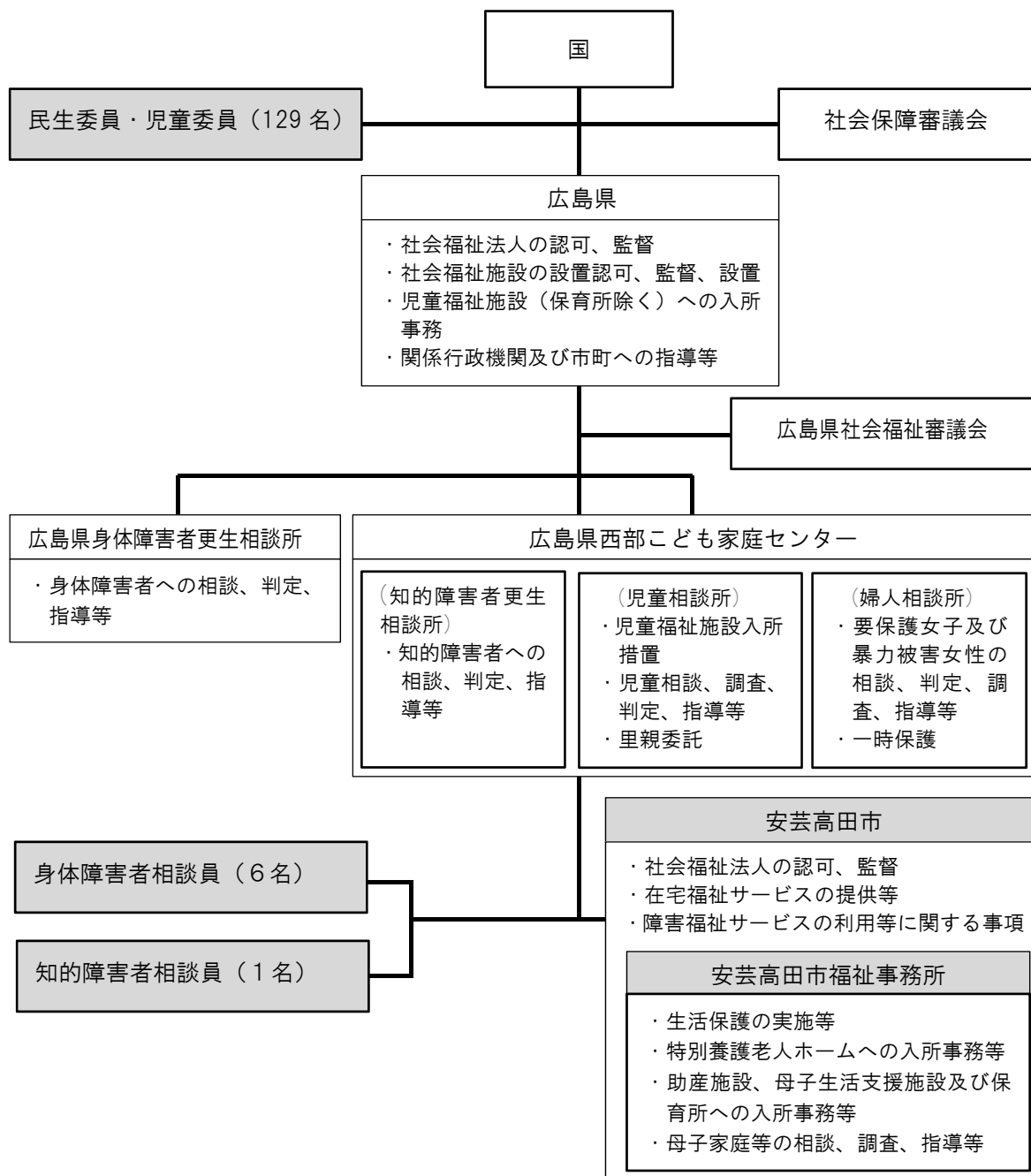
※就学援助実施状況等調査

3. 地域の状況

(1) 社会福祉の実施体制

本市における社会福祉の実施体制は、以下に示すとおりになります。

◆安芸高田市の社会福祉の実施体制の概要◆



※「平成 30 年度版厚生労働白書 資料編」191 ページを一部改変

(2) 安芸高田市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に「市町村の区域内において…
…地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として定義されています。

地域の困りごとや制度の狭間にある個別の課題の解決に向け、地域福祉を推進する中核として、地域活動の横のつながりをコーディネートするネットワーク構築の役割を担う等、支え合いの地域づくりを進めることが求められています。

本市と社会福祉協議会は、各々の役割を確実に果たすとともに、市民、地域活動団体、事業者等、地域福祉を支える多様な主体を支え、牽引し、「地域共生社会づくりの強化」という同じ目的のもと、連携・協働して一体的に取り組んでいきます。

(3) 社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉法第 2 条に定められている社会福祉事業（第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業）を行うことを目的として、社会福祉法の規定により設立される法人です。

社会福祉法人制度は、社会福祉事業の公共性から、その設立運営に厳格な規制が加えられています。

社会福祉法人の設立等の認可は、事業規模により厚生労働大臣、都道府県知事、または市長が行うことになっています。

本市には、主たる事務所（法人本部）が本市にある社会福祉法人が 9 法人あります。さらに、他市に主たる事務所があり本市内で施設を運営する法人が 2 法人あります。

平成 29（2017）年の社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務が明記されました。これまで培ってきた専門性やノウハウを活かし、地域関係者と協働して地域共生社会の実現に貢献していくことが期待されています。

本市では、令和元年度からは、市域の実情に応じた社会福祉法人と社会福祉協議会、行政との顔の見える関係づくりを目的とした市域場づくりに係る協議会を開催しています。

(4) 安芸高田市人権福祉センター（隣保館）

本市では、社会福祉法第2条に基づく第2種社会福祉事業「隣保事業」を実施する施設である隣保館を「人権福祉センター」（注）と称しています。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として、本市内4箇所に設置しています。

（注）令和2（2020）年4月から施設名は人権福祉センターに名称変更します。

(5) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉活動に理解と熱意がある人等を市町村に設置された民生委員推薦会、都道府県知事の推薦を経て厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員です。その活動は、民生委員法第1条に「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」とされています。

また、児童福祉法第16条第2項の規定により、すべて児童委員を兼ねることになっています。

民生委員・児童委員には守秘義務や政治的中立等の義務があり、交通費等の実費弁償はありますが、給与はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアとしての性格を有しています。

本市においては、令和2（2020）年1月1日現在129名の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が活動しています。民生委員の職務は、民生委員法第14条に規定されていますが、本市では特に見守り活動や市民と行政をはじめ、地域の専門機関をつなぐパイプ役としての役割を担っています。

また、民生委員法第20条に基づき、地区民生委員児童委員協議会が、地区（吉田、八千代、美土里、高宮、甲田、向原）ごとに組織されています。

主任児童委員は、児童委員（民生委員）の中から厚生労働大臣が指名し、児童福祉に関する事項を専門的に担当するとされており、主な職務は、学校等の児童福祉に関する機関との連携、児童委員との連絡調整、協力依頼等があります。

本市においては、令和2（2020）年1月1日現在12名の主任児童委員が活動しています。

図表 2-22 民生委員・児童委員委嘱者数の推移

【単位：人】

地区名	合併前	平成 16 (2004)年	平成 19 (2007)年	平成 22 (2010)年	平成 25 (2013)年	平成 28 (2016)年	令和元 (2019)年
吉田地区	34 2	34 1	34 1	34 2	34 2	34 2	33 2
八千代地区	13 2	13 1	13 1	13 1	13 2	13 2	13 2
美土里地区	18 2	15 1	15 1	15 1	15 2	15 2	15 2
高宮地区	23 2	20 1	20 1	20 1	20 2	20 2	20 2
甲田地区	21 2	20 1	20 1	20 1	20 2	20 2	20 2
向原地区	16 2	15 1	15 1	15 1	15 2	15 2	15 2
合計	125 12	117 6	117 6	117 7	117 12	117 12	116 12

※安芸高田市福祉保健部社会福祉課調べ

(注) 各年、12月1日現在の数値
上段は民生委員・児童委員、下段は主任児童委員

(6) 地域振興会

地域振興組織は、本市内に 32 組織が設置されています。さらに、地域振興組織の活動連帯を図るため、町ごとに 6 つの連合組織が設置されています。

地域振興組織の規模は、40 戸から 2,400 戸程度まで様々で、範囲は旧来のコミュニティが図られてきた大字単位や小学校区単位が主となっています。

また、設置時期は 40 年以上の活動実績を持つ組織から旧高田郡 6 町の合併を機に結成された組織まで、その状況は多様となっています。

図表 2-23 地域振興会別人口の推移

【単位：人】

町名	地域振興会名	平成 16 (2004)年	平成 19 (2007)年	平成 22 (2010)年	平成 25 (2013)年	平成 28 (2016)年	平成 31 (2019)年
吉田町	吉田地区振興会	5,196	5,144	4,999	5,144	5,067	4,884
	丹比地区振興会	1,612	1,584	1,553	1,556	1,489	1,436
	可愛地区振興会	3,225	3,194	3,152	3,141	3,063	3,079
	郷野地区振興会	1,497	1,445	1,370	1,297	1,233	1,136
八千代町	土師・勝田地域振興会	834	770	752	729	707	659
	佐々井地域振興会	1,034	960	954	932	902	860
	下根振興会	1,133	1,081	1,097	1,055	1,013	1,000
	上根・向山地域振興会	1,125	1,099	1,074	1,106	1,070	1,046

町名	地域振興会名	平成 16 (2004)年	平成 19 (2007)年	平成 22 (2010)年	平成 25 (2013)年	平成 28 (2016)年	平成 31 (2019)年
美土里町	横田振興会	1,055	1,022	999	928	883	857
	本郷地域づくり協議会	990	936	902	835	807	757
	北振興会	756	765	717	674	615	564
	生桑振興会	705	678	624	587	533	470
高宮町	川根振興協議会	647	608	549	502	459	412
	下佐振興会	393	387	379	349	316	290
	志部府親交会	137	115	111	99	89	76
	上佐一心会	495	465	401	415	388	401
	船木振興会	625	565	529	494	454	419
	房後連絡協議会	280	275	243	231	212	190
	来原地区コミュニティづくり連絡協議会	1,506	1,469	1,425	1,346	1,280	1,169
	羽佐竹振興協議会	394	393	370	365	337	308
甲田町	小原地域振興会	1,697	1,661	1,590	1,514	1,422	1,372
	小田東地域振興会	2,106	2,058	1,959	1,991	1,923	1,919
	甲立地域振興会	2,063	1,981	1,900	1,791	1,730	1,660
向原町	保垣地区振興会	345	321	294	276	254	235
	有留自治振興会	328	307	278	251	220	218
	長田上地域振興会	367	349	339	309	298	279
	長田下地域自治振興会	358	363	335	324	310	299
	向井原地域振興会	695	680	644	618	578	514
	坂下地域振興会	563	556	561	579	538	528
	坂中地域振興会	493	479	448	418	392	356
	坂上地域振興会	336	307	283	289	262	237
	戸島地域振興会	1,224	1,206	1,137	1,112	1,100	1,031
	合計	34,214	33,223	31,968	31,257	29,944	28,661

※安芸高田市企画振興部地方創生推進課調べ

(注) 平成 23 (2011) 年までは外国人を除いた数値、平成 24 (2012) 年からは外国人を含めた数値

図表 2-24 地域振興会別 3 区分人口

【単位：人】

町名	地域振興会名	世帯数 (世帯)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢 人口 (15~64歳)	高齢者 人口 (65歳以上)	合計	高齢化率 (%)
吉田町	吉田地区振興会	2,410	580	2,965	1,339	4,884	27.4
	丹比地区振興会	650	189	694	553	1,436	38.5
	可愛地区振興会	1,536	372	1,693	1,014	3,079	32.9
	郷野地区振興会	515	102	567	467	1,136	41.1
八千代町	土師・勝田地域振興会	328	49	285	325	659	49.3
	佐々井地域振興会	431	92	408	360	860	41.9
	下根振興会	447	124	544	332	1,000	33.2
	上根・向山地域振興会	462	136	549	361	1,046	34.5
美土里町	横田振興会	376	79	436	342	857	39.9
	本郷地域づくり協議会	298	90	365	302	757	39.9
	北振興会	234	53	252	259	564	45.9
	生桑振興会	219	19	190	261	470	55.5
高宮町	川根振興協議会	198	34	173	205	412	49.8
	下佐振興会	147	19	115	156	290	53.8
	志部府親交会	38	5	21	50	76	65.8
	上佐一心会	188	43	232	126	401	31.4
	船木振興会	225	22	143	254	419	60.6
	房後連絡協議会	90	16	85	89	190	46.8
	来原地区コミュニティづくり連絡協議会	549	113	504	552	1,169	47.2
	羽佐竹振興協議会	149	16	138	154	308	50.0
甲田町	小原地域振興会	643	114	586	672	1,372	49.0
	小田東地域振興会	854	249	1,025	645	1,919	33.6
	甲立地域振興会	751	180	800	680	1,660	41.0
向原町	保垣地区振興会	125	8	79	148	235	63.0
	有留自治振興会	97	12	93	113	218	51.8
	長田上地域振興会	141	14	119	146	279	52.3
	長田下地域自治振興会	154	17	137	145	299	48.5
	向井原地域振興会	260	36	252	226	514	44.0
	坂下地域振興会	228	69	265	194	528	36.7
	坂中地域振興会	162	33	142	181	356	50.8
	坂上地域振興会	137	7	114	116	237	48.9
	戸島地域振興会	476	84	498	449	1,031	43.5
	合計	13,518	2,976	14,469	11,216	28,661	39.1

※安芸高田市企画振興部地方創生推進課調べ

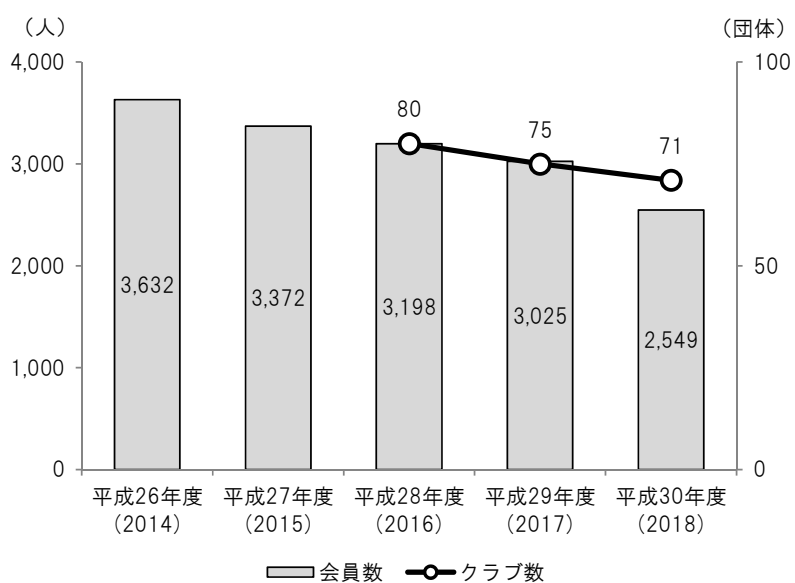
(注) 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在の外国人を含んだ数値

(7) 老人クラブ

高齢者の生きがいをづくりと健康の充実を図るため、地域を基盤とした高齢者の支え合い等、地域や社会の実情に合わせた形で、そこに住む高齢者の要請に応える地域貢献活動を実施し、高齢者の福祉向上を図ることを目的としています。本市には、平成 30（2018）年度末現在、連合会として1団体、各町に単位クラブとして71団体、2,549人の会員が登録し活動しています。

老人クラブは、会員数、クラブ数共に減少傾向にあります。

図表 2-25 老人クラブの推移



※安芸高田市福祉保健部健康長寿課調べ

(8) NPO法人

本市には、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき広島県の認証を受けたNPO法人が12法人あり、それぞれの分野で活動しています。

図表 2-26 本市内NPO法人の主たる目的の種類

保健、医療、福祉	社会教育	まちづくり	観光	農山漁村、中山間	学術	環境	災害	地域安全	人権、平和	国際協力	男女協働参画	子ども	情報化社会	科学技術	経済活動	職業能力	消費者	その他
2	-	4	-	-	1	2	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-

※広島県県民活動課のホームページから作成

(注) 令和元(2019)年10月1日現在の数値

(9) ボランティア団体

安芸高田市社会福祉協議会に登録されているボランティア活動事業の登録数は、平成30(2018)年度で個人355人、団体が22となっています。

図表 2-27 ボランティア活動事業（登録数）の推移

【単位：人（個人）】

町名	平成26 (2014)年度		平成27 (2015)年度		平成28 (2016)年度		平成29 (2017)年度		平成30 (2018)年度	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
吉田町	72	2	88	2	86	2	93	2	88	2
八千代町	38	4	7	1	7	1	7	1	8	1
美土里町	110	11	150	12	151	13	153	13	146	12
高宮町	141	10	126	10	113	9	102	8	99	7
甲田町	23	2	19	2	16	1	10	0	9	0
向原町	6	0	2	0	2	0	3	0	5	0
合計	390	29	392	27	375	26	368	24	355	22

※安芸高田市社会福祉協議会「第2次中期経営計画(第2次地域福祉活動計画)」より抜粋

4. 既存アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

本調査では、既存アンケートとして以下の結果を整理しました。

No.	内容
1	安芸高田市総合計画 安芸高田市まちづくりアンケート調査（平成 26(2014)年度） ・対象者：18 歳以上の市民 ・配布数 1,778 ・回収数 572（回収率 32.2%）
2	第 2 次安芸高田市障害者プラン・安芸高田市障害福祉計画（第 4 期） 福祉に関するアンケート調査（平成 26(2014)年度） ・対象者：障害者手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）及びサービス利用者 ・配布数：2,685 ・回収数：1,228（回収率 45.7%）
3	安芸高田市子ども・子育て支援事業計画 子育て支援に関するアンケート調査（平成 26(2014)年度） ・対象者：（就学前児童調査）小学校就学前児童のいる世帯 （就学児童調査）小学校在学中の児童のいる世帯 ・配布数：（就学前）971 /（就学児）688 ・回収数（就学前）618（回収率 63.6%） /（就学児）454（回収率 66.0%）
4	安芸高田市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画 日常生活圏域ニーズ調査（平成 29(2017)年度） ・対象者：65 歳以上の市民 ・配布数：3,300 ・回収率：2,501（回収率 75.8%） 在宅介護実態調査（平成 29 年度） ・対象者：在宅生活の高齢者のうち、介護認定の更新、変更の手続き中の方 ・配布数：344 人（聞き取りによる調査）
5	高齢者の日常生活に関するアンケート調査 高齢者の日常生活に関するアンケート調査（平成 30(2018)年度） ・対象者：高宮町在住の高齢者 ・配布数：700 ・回収数：449（回収率 64.1%）

(2) アンケート調査の結果

既存アンケート結果から、以下の課題を整理しました。

分類	内容
総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での支え合い、見守り体制を充実して欲しい。 ・ 災害等緊急時の対応に不安がある。 ・ 社会的孤立、社会的弱者等への対策をお願いしたい。 ・ 今後の生活に不安がある。 ・ 就労の場を確保して欲しい。 ・ 少子高齢化が進展している。 ・ 中山間地での農地の荒廃が進行している。 ・ 外国人が増えている。（多文化共生）
障害者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に配慮した交通環境を整備して欲しい。 ・ 災害時等、緊急時の対応に不安がある。 ・ 障害者への支援をお願いしたい。 ・ 今後の生活に不安がある。
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市内に遊び場が不足している。 ・ 小児科等、医療環境の充実が必要。 ・ 教育環境の整備が必要。 ・ 買物や通院に係る移動手段の不足。 ・ 安全・安心。
高齢者福祉 (高齢者の日常生活)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談相手・相談窓口を充実してほしい。 ・ 生きがい活動の推進。 ・ 高齢者のため、将来的な身体不安がある。 ・ 高齢者の生活支援ニーズを希望。 ・ 買物や通院に係る移動手段が不足している。 ・ 高齢者の4人に1人はほとんど外出しない。（高宮町） ・ 日常生活での不安では、健康不安、認知症への不安が多く、相談相手は配偶者等近親者が多い。それ以外での相談先は、民生委員が多い。 ・ 成年後見制度の周知が不十分である。

(3) 各種団体へのヒアリング調査の結果

①実施対象者

実施日	団体/ヒアリング対応	分野
令和元(2019)年10月17日	安芸高田市障害者自立支援協議会 伊藤会長	医療・保健・福祉関係
令和元(2019)年10月21日	安芸高田市民生委員児童委員協議会 猪上会長	民生委員・児童委員
令和元(2019)年11月14日	安芸高田市人権福祉協会 上野理事	医療・保健・福祉関係

②聞き取りの主な内容

項目	主な内容
①福祉分野の人材不足	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足であり、いろいろと対応が難しい面もある。 ・民生委員の担い手がない。
②相談支援体制/包括的な相談窓口の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・8050問題等の引きこもりの相談事案が増えている。主には両親、親せき、近所の人等周囲が相談にきている。多くの場合、相談先がわからない、あるいは各相談先でたらい回しにされる事案が多い。
③地域のつながりが希薄	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のリーダー的な人の養成が必要である。ここが一番の課題。 ・避難行動要支援者への対応を誰が行うのか？ 避難訓練を定期的に行う等、日頃から地域のつながりをつくっておくことが必要。
④関係機関の連携不足	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源である人権会館と関係機関との連携が十分にできていない。 ・地域福祉計画の実働は、市ではなく社会福祉協議会である。このため、社会福祉協議会の活動とリンクしていることで実行可能な計画になる。民生委員も社会福祉協議会とともに地域福祉の活動を担っている。

5. 本計画で取り組むべき課題

本市の現状、各調査結果等を踏まえ、本計画を策定する上での課題を以下のとおり整理します。

(1) 福祉に対する意識の向上

住民が福祉に関心を持ち、近所づきあいでの支え合いや、福祉活動への参加につながるよう、引き続き福祉に関する情報提供や教育を進め、福祉意識の向上を図ることが必要です。

(2) 情報発信の工夫

生活上の困りごとを抱えたとき、相談先が分からない、必要な情報を受け取れない、必要な支援を受けられないといったことがないよう、情報発信の工夫が求められています。

(3) 地域福祉活動の担い手の確保

地域振興会、老人クラブ、NPO、ボランティア等の地域における団体の担い手不足や役員等の固定化により、特定の人への負担が重くなること等によって、支援を必要とする人を地域で支える力の低下が懸念されます。団体活動をより活性化させるため、担い手の確保につながる施策を充実・強化する必要があります。

(4) 顔の見える関係づくり

身近な地域でのちょっとした気遣いや助け合いが、普段の暮らしをよりよいものとしめます。こうした活動が幅広く定着するよう、地域住民や団体同士の交流の機会や地域活動の場をつくり、顔の見える関係を築くことが大切です。

(5) 権利擁護の推進

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であっても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の普及を図ることが大切です。

(6) 地域生活課題の複合化・複雑化への対応

昨今、地域の生活課題については、様々な分野の課題が絡み合っ
て複雑化するほか、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、複
合的な支援が必要です。

(7) 社会的孤立、制度の狭間等の問題への対応

地域生活における社会的孤立や、制度が対象としないような身近な生活
上の問題（8050問題、ごみ屋敷等）、あるいは軽度の認知症や精神障
害が疑われ様々な問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満
たさないといった「制度の狭間」の問題に取り組むことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が多様化、複合化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別、障害の有無、そして国籍にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められています。

そのため、すべての人の人権が尊重され住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指します。

本市の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取り組み等を踏まえ、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、基本理念として以下を掲げます。

地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる

「地域共生社会」の実現

2. 基本目標

基本理念を実現するために、目指すまちの姿を以下のように整理し、計画の基本目標とします。

【基本目標1】 地域福祉の意識づくり・担い手づくり

誰もが安心して暮らせる社会の実現には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりが重要です。

地域住民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の意識啓発を推進していく必要があります。

また、地域社会において、住民同士のつながりが希薄になるとともに住民自身の高齢化、過疎化等、地域力の低下が懸念されています。地域住民がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気がつける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

[施策の方向性]

1. 地域福祉の意識づくり
2. 地域を担う人材の育成
3. 福祉、介護人材の確保等の推進

【基本目標2】 地域で支えあう仕組みづくり

誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現のためには、地域に住む人同士が存在を認め合い、住民同士で支え合うことが大切です。必要なときに適切な支援を行うためには、日頃から住民同士が地域の課題を共有し、解決する仕組みや基盤を地域で構築すること等が求められます。

住民同士の結びつきが強く、日頃から声かけや見守りがなされている地域では犯罪が起こりにくく、近年多発する地震や豪雨等による大規模災害に備えることも含め、住民同士が支え合い、助け合うことができる地域となるよう、地域交流を促進します。

また、日常生活でのあいさつや声かけを行う等、地域ぐるみの見守り活動や緊急時に備えた防災訓練等を行い、支え合いの体制をつくります。

さらに、関係機関・団体間の連携を密にし、総合的に地域福祉を推進します。

[施策の方向性]

1. 地域での支え合い、見守り体制等の拡充
2. 社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実
3. 防災、防犯に備えた体制の構築

【基本目標3】 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人の相談体制の充実を図るとともに、多様なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進していきます。

住民が住み慣れた地域で、安全・安心な暮らしを享受できるよう、保健・医療・福祉等、各種福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が各種サービスを安心して利用できるように、社会福祉協議会や関連団体等が果たすべき役割を理解し、総合的にサービスを提供できる地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

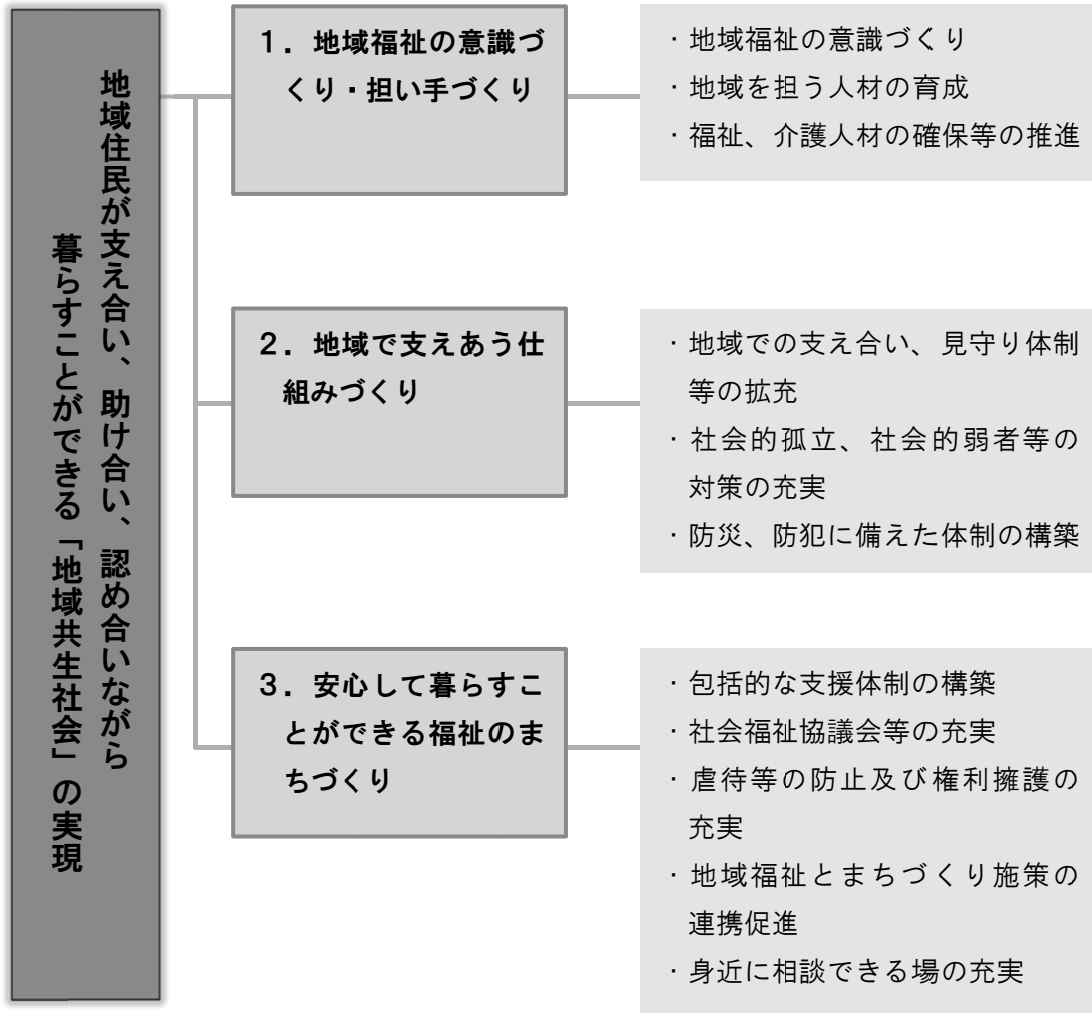
[施策の方向性]

1. 包括的な支援体制の構築
2. 社会福祉協議会等の充実
3. 虐待等の防止及び権利擁護の充実
4. 地域福祉とまちづくり施策の連携促進
5. 身近に相談できる場の充実

基本理念

基本目標

基本施策



第4章 施策の展開

1. **基本目標1** 地域福祉の意識づくり・担い手づくり

[現状と課題]

核家族化等の家族形態の多様化や生活習慣の変化が進む中、地域社会での交流機会が減少しています。また、人と人とのふれあいを通して思いやりやいたわりといった互いを思いあう心を育む機会も少なくなっています。

本市は、少子高齢化が進み人口減少が進む一方で、地域によっては、長年住んでいた人と新たに移住した人との交流が少ないことによる新たな問題も生じています。

高齢者、障害者、児童等すべての人が安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力しあう地域福祉の意識啓発が必要となっています。

[今後の取り組み]

①地域福祉の意識づくり

福祉教育や各種講座の開催、ボランティア活動の推進、交流会の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。

主な取り組み	担当※	新規等
●広報啓発活動の充実 広報紙やインターネットのホームページを通じて、福祉に関する情報や、ボランティア市民活動等の情報を幅広く掲載し、広報啓発活動を行います。	(市)社会福祉課、 社会福祉協議会	継続
●出前講座の開催 地域、学校に出向き児童・生徒、地域住民を対象に各種事業を通して、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践・社会連帯の精神を養成します。	社会福祉協議会	継続

主な取り組み	担当	新規等
●市民セミナーの充実	教育委員会	継続
地域課題解決に向けた学習機会を提供するとともに、様々な学習機会を通じて市民同士のネットワークの構築を図り、相互に教え合い、学び合う、新たな学びの場の創出に取り組みます。		

※各表の担当欄には、行政における主たる担当課及び社会福祉協議会を記載していますが、取り組みを進めるにあたっては、行政内部のあらゆる部署や地域の多様な連携が重要です。

②地域を担う人材の育成

地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉の活動に活かすことができるよう、各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。

主な取り組み	担当	新規等
●手話奉仕員の養成	(市)社会福祉課	継続
手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障害等がある人の社会参加促進やコミュニケーション支援の充実を図るため、手話の奉仕員を養成します。		
●要約筆記奉仕員の養成	(市)社会福祉課	継続
要約筆記奉仕員養成講座を開催し、聴覚障害等がある人の社会参加促進やコミュニケーション支援の充実を図るため、話の要点をまとめてその場で文字にして伝える要約筆記の奉仕員を養成します。		
●認知症サポーターの養成	(市)健康長寿課	継続
認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを養成します。		
●ボランティアの養成	社会福祉協議会、 (市)地方創生推進課、各担当課	継続
ボランティア活動への参加を促進していくため、ボランティア活動について広く発信するとともに、参加の機会を拡充します。 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの運営支援を行います。		

③福祉、介護人材の確保等の推進

地域福祉活動の担い手の高齢化や不足等への対応として、市民が気軽に参加できるような工夫を行いながら、地域福祉活動への参加促進を図るとともに、福祉や介護人材等地域福祉活動の担い手となる人材の確保を図ります。

平成 31（2019）年4月から、新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人労働者の受け入れが拡大されたことにより、介護人材としての期待が高まっています。外国人介護人材の受け入れについては、持続可能な雇用環境及び生活環境の整備を検討する必要があります。

主な取り組み	担当	新規等
<p>●福祉・介護人材確保基盤の整備</p> <p>福祉・介護人材の安定的な確保、育成および定着を目的に、「安芸高田市福祉・介護人材等総合支援協議会」を設置し、関係機関が連携して人材確保等に関する取り組みを推進します。市は事務局を担う社会福祉協議会に対して、人件費補助を行います。</p>	<p>社会福祉協議会、 (市)社会福祉課・保険医療課</p>	<p>継続</p>
<p>●外国人介護人材の受け入れ環境の整備</p> <p>外国人介護人材の受け入れについて、就労環境、生活環境の整備を図りつつ、行政、社会福祉法人、NPO等が連携して、人材の受け入れ体制を検討します。</p>	<p>(市)人権多文化共生推進課・社会福祉課・保険医療課・健康長寿課</p>	<p>新規</p>

2. **基本目標2** 地域で支えあう仕組みづくり

[現状と課題]

制度的な福祉サービスや支援に加え、隣近所や地域での支えあい、助けあい、認め合いの仕組みをつくり、困っている人を支えていく地域福祉活動が必要です。

また、地域の中で誰もがいつまでも安心して暮らせるよう、高齢者世帯への声掛けや、犯罪等を未然に防げるよう、地域ぐるみの見守りが大切です。

地域住民同士のつながりが希薄になり、身近な地域における交流の機会が少なくなったとの声が聞かれます。交流機会を通して、若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた世代間の交流機会が必要となっています。

[今後の取り組み]

①地域での支え合い、見守り体制等の拡充

高齢者、障害者、児童等が安心して地域で生活を営めるよう、地域と連携した支え合い活動の基盤整備推進、見守りネットワークの強化を図ります。

各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員等と連携して、適切なサービスにつなげていきます。

主な取り組み	担当	新規等
<p>●生活支援員制度の推進</p> <p>一人暮らしの高齢者等、孤立の恐れのある人を「もやいの精神」による地域全体で見守り支える支援体制を構築します。</p>	(市)健康長寿課	継続
<p>●身近な地域の集いの場の展開</p> <p>身近な地域で誰もが参加できるサロン等、交流の場や機会の充実を図ります。</p>	(市)社会福祉課・健康長寿課、 社会福祉協議会	継続
<p>●地域福祉推進圏域におけるネットワーク会議の推進</p> <p>地域住民と地域福祉の関係機関、行政等が共に集い、地域の多様化・複雑化した生活課題を把握し、解決策を考え、話し合っ、課題解決に取り組んでいくための会議の場を推進します。</p>	(市)社会福祉課、 社会福祉協議会	継続

②社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実

現在、民生委員・児童委員等により、高齢者、障害者、児童をはじめ、困難を抱えた人に対する見守り活動を進めています。高齢者が高齢者の介護を行っている老老介護の人、ひきこもりや閉じこもりの人、地域に出てこない要支援者等、支援が必要な人は多様であることから、異変をいち早く察知し、速やかに支援団体や関係機関につなげることができるよう、普段からの声かけや交流を通して地域の中でのつながりを深めながら、社会的孤立、社会的弱者等に対する活動を積極的に推進します。

主な取り組み	担当	新規等
<p>●「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」等に基づく取り組みの検討</p> <p>孤立死防止を目的として、内閣府(防災担当)の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」等を参考とし、社会的要援護者の情報の整理を目的とした市内連携組織の設置や、個人情報保護の原則を踏まえながら、支援のあり方等について検討します。</p>	(市)社会福祉課・健康長寿課・危機管理課	新規
<p>●民生委員・児童委員活動の推進</p> <p>最も身近な相談役として、地域で様々な相談に応じたり、必要な支援が受けられるように助言したり、専門機関につなぐ役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を推進します。</p>	(市)社会福祉課・各支所	継続
<p>●生活支援員制度の推進（再掲）</p> <p>一人暮らしの高齢者等、孤立の恐れのある人を「もやいの精神」による地域全体で見守り支える支援体制を構築します。</p>	(市)健康長寿課	継続
<p>●居場所づくり</p> <p>既存の施設や空き家の活用等により、誰もが気軽に立ち寄ることができる「居場所」や、地域住民が活動や交流ができる「拠点」づくりを検討します。</p>	(市)社会福祉課・住宅政策課・施設担当課	新規

③防災、防犯に備えた体制の構築

地域のつながりを含めた災害時の対策が重要視されており、災害に対する地域で支援が必要な人の把握や支援方法の確立は、急務となっています。そのため、防災意識の醸成を図るとともに、災害時・緊急時に住民同士が助け合い、支え合えるような仕組みや関係の構築が求められています。

また、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立する等、安全で安心なまちづくりを推進します。

主な取り組み	担当	新規等
<p>●災害ボランティアセンターの運営支援</p> <p>災害時、市が災害対策本部を設置したときは、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへの支援を行います。</p>	(市)危機管理課	継続
<p>●避難行動要支援者の支援対策</p> <p>避難行動要支援者を把握し、災害時避難行動要支援者支援計画の個別計画の作成を促進するとともに、相互に助け合える地域防災ネットワークの構築を図ります。</p>	(市)危機管理課	継続、一部新規
<p>●災害ボランティアの養成</p> <p>災害ボランティア活動（災害ボランティア、災害ボランティアセンター等）に関する知識・心得等について学ぶ研修会を実施し、ボランティアの養成を図ります。</p>	社会福祉協議会	継続
<p>●被災者生活サポートボラネット推進会議の推進</p> <p>災害時に被災者への生活サポート活動が迅速に行うことができるように、平時から市、関係機関・団体等がネットワークを強化し、災害時に効果的な支援体制が構築できるよう推進します。</p>	社会福祉協議会	継続
<p>●防犯ボランティア</p> <p>市の防犯連合会が防犯ボランティアを担う各地域振興会と情報を共有し、効果的な防犯情報の発信や、地域の見守り活動（パトロール）を行うことにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりを推進します。</p>	(市)危機管理課	継続

3. **基本目標3** 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

[現状と課題]

地域の中では、行政・社会福祉法人・民生委員・児童委員等、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を下支えしています。しかし、従来のような対象者の種別や行政の縦割り型のサービス提供体制のもとでは、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいものになっているという側面があります。まず、悩みや問題を抱える人々がどこに相談すればよいかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、福祉サービスに関する様々な情報提供の充実を図る必要があります。

また、社会背景や生活スタイルの多様化等を背景に、困りごとや必要とする支援内容は複雑・多様化しているため、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図ることや、必要に応じた連携体制の構築が必要となっています。

[今後の取り組み]

①包括的な支援体制の構築

住民に身近な圏域において、包括的に受け止めた地域生活課題について、複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等で対応が難しい場合、それらを多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の構築に向けて検討します。

主な取り組み	担当	新規等
●包括的な相談支援体制の整備 相談支援を総合的に扱うための組織体制を検討し、住民に身近な圏域において包括的に相談できる相談窓口の設置を検討していきます。	(市)社会福祉課	新規
●生活困窮者自立支援事業の充実 生活困窮者の抱える経済的困窮や社会的孤立、その他多様な課題を広く受け止め、自立に向けて包括的、早期的に支援するため、事業の充実を図ります。	(市)社会福祉課	継続、一部新規

②社会福祉協議会等の充実

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられています。市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。

今後は、これまで以上に関係機関や福祉団体等との連携を図り、地域福祉を推進していきます。

主な取り組み	担当	新規等
●社会福祉協議会との連携・支援 社会福祉協議会が策定する「第2次地域福祉活動計画」の実践的な取り組みとも連携しながら、全市的に地域福祉を推進するほか、社会福祉協議会の公益的な活動を踏まえ、その運営に関する支援を行います。	(市)社会福祉課	継続

③虐待等の防止及び権利擁護の充実

認知症や障害があっても、適切なサービスを利用して、誰もが安心して住み慣れた地域で生活できるようにすることが必要です。特に、認知症高齢者の増加が予測される中で、成年後見制度の利用支援の充実を図る必要があるとともに、制度の周知徹底を図ります。

主な取り組み	担当	新規等
●権利擁護センターの設置準備 判断能力が不十分な人々が、権利を脅かされることなく安心して地域で生活を送ることができるよう権利擁護センターの開設に向けて準備します。	社会福祉協議会、 (市)社会福祉課・ 健康長寿課	新規
●安芸高田市虐待等防止ネットワークの運営 虐待等（児童虐待、DV、高齢者虐待、障害者虐待）に迅速かつ適切に対処するために、関係機関・団体・その他関係者のネットワークを強化し、虐待等の防止や啓発活動を推進します。	(市)健康長寿課・ 社会福祉課・ 子育て支援課	継続
●成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の申立てを行う親族等がない人の市長による申立て手続、成年後見人等への報酬助成を行い、制度の利用を支援します。	(市)社会福祉課・ 健康長寿課	継続
●権利擁護、成年後見制度の広報啓発活動 権利擁護に関する知識や理解の普及啓発、成年後見制度について広く周知するとともに、相談・支援事業を推進します。	(市)社会福祉課・ 健康長寿課・人権 多文化共生推進 課・各人権福祉セ ンター、 社会福祉協議会	継続

④地域福祉とまちづくり施策の連携促進

高齢者や障害者等を含むすべての人が、生活圏域において社会活動や地域福祉活動に参加できるようにするため、安心かつ安全な外出ができるようバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることが重要です。

本市では、公共施設、交通、住まい等を対象にして、移動しやすさ、住みやすさを追求した取り組みを推進してきました。今後も、誰もが安全に移動でき、安心して住むことができるまちを目指します。

主な取り組み	担当	新規等
<p>●安芸高田市人権尊重のまちづくり条例・指針</p> <p>あらゆる人権問題の解決を図るため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される市の将来像「人がつながる田園都市 安芸高田」の実現を目指すことを目的に、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例・指針を制定しています。</p>	(市)人権多文化共生推進課	継続
<p>●ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化</p> <p>公共施設の新築、改築時や道路の新設、改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、バリアフリー化を進めます。</p>	(市)建設課	継続
<p>●「障害者週間」取り組みの実施</p> <p>「障害者週間」の趣旨に基づき、障害や障害のある人に対する関心と理解を深め、障害のある人自身の社会参加を促すことができるよう、広報・啓発等の取り組みを実施します。</p>	(市)社会福祉課	継続
<p>●地域住民の移動手段の確保</p> <p>デマンド型区域乗合「お太助ワゴン」や市町村運営有償運送等、買い物・通院等の生活を担う移動手段を確保し、高齢者、障害者、子ども、あらゆる住民が利用しやすいよう、バリアの解消、利便性の向上を図ります。</p>	(市)政策企画課	継続
<p>●住宅確保要配慮者への支援</p> <p>単身高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯、低額所得者世帯等、住宅の確保に配慮を要する人が適切な住居を確保できるよう、様々な居住支援サービス情報を共有し、連携して支援するための関係者の連携ネットワークを構築します。</p>	(市)住宅政策課・社会福祉課・子育て支援課・健康長寿課	新規

⑤身近に相談できる場の充実

本市では、保健・医療・福祉に関する相談において、市や社会福祉協議会の相談窓口、民生委員・児童委員等により、様々な相談を受けられる体制をとっています。高齢者、障害者、児童等に関する相談対応に取り組むとともに、身近に相談しやすい場の充実を図ります。

対象	主な取り組み	担当	新規等
高齢者	●高齢者に関する相談支援体制の確保（安芸高田市地域包括支援センター事業）	(市)健康長寿課	継続
	高齢者に関する総合相談窓口である地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援します。高齢者の虐待防止窓口も担っています。		
障害者	●障害児・者に関する相談支援体制の確保（安芸高田市障害者基幹相談支援センター事業）	(市)社会福祉課	継続
	安芸高田市障害者基幹相談支援センターでは、障害手帳の有無に関わらず、障害のある人の困りごとの相談に応じます。安芸高田市障害者自立支援協議会事務局、障害者虐待防止センターとしての機能も有しています。		
	●障害児・者に関する相談支援体制の確保（身体障害者相談員・知的障害者相談員）	(市)社会福祉課	継続
	市が委託した身体障害者相談員、知的障害者相談員が障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を行います。		
●こころの健康に関する相談窓口の設置	(市)健康長寿課	継続	
精神障害者やひきこもり、アルコール依存等の当事者及びその家族からの相談に、保健師が電話、面接で相談に応じます。			

対象	主な取り組み	担当	新規等
児童	●子育てに関する相談支援体制の確保（子育て支援センター） 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、保健師、子育て支援員が子育てに関する悩み等の相談に応じます。	(市)子育て支援課	継続
	●子育てに関する相談支援体制の確保（こども発達支援センター） こども発達支援員が、就学までの乳幼児の心身の成長・発達に関する悩み等の相談に応じます。		
生活困窮	●生活困窮者自立支援事業の充実（再掲） 生活困窮者の抱える経済的困窮や社会的孤立、その他多様な課題を広く受け止め、自立に向けて包括的、早期的に支援するため、事業の充実を図ります。	(市)社会福祉課	継続、一部新規
全般	●隣保館（人権福祉センター） 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。	(市)各人権福祉センター・人権多文化共生推進課	継続
全般	●民生委員・児童委員活動の推進（再掲） 最も身近な相談役として、地域で様々な相談に応じたり、必要な支援が受けられるように助言したり、専門機関につなぐ役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を推進します。	(市)社会福祉課・各支所	継続
成年後見	●成年後見制度に関する相談窓口の設置 成年後見制度に関する様々な相談に応じ、判断能力に不安のある人やその家族等の不安感を解消します。	(市)社会福祉課・健康長寿課	継続

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 策定の背景

本市では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、制度の利用促進に向け、取り組むものとして本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

3. 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人（以下、「本人」）の権利を守る支援者（以下、「成年後見人等」）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けて任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

（1）任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

（2）法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、補助、保佐、後見の3つの類型が用意されています。

(3) 成年後見人等

選任される成年後見人等については、家族等の親族後見人、第三者である専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の方が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）等に分類されます。

4. 本市の現状

成年後見制度の利用者数は、広島家庭裁判所の集計によると本市では89人、人口比0.32%となっており、近隣市町と同程度となっています。

図表5-1 広島家庭裁判所における成年後見制度利用者数

【単位：人】

本人の住所	成年後見						人口	面積 (Km ²)	人口比 (%)
	法定後見				任意 後見	合計			
	後見	保佐	補助	合計					
安芸高田市	60	19	7	86	3	89	28,122	537.75	0.32

※広島家庭裁判所調べ

(注) 令和元(2019)年10月6日現在の数値

成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係を見ると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約27%となっています。

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約73%であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っています。その内訳は、法律・福祉の専門家（司法書士、弁護士、社会福祉士等）、法人（社会福祉協議会等）となっています。

図表5-2 成年後見関係事件の「成年後見人等と本人の関係」

	平成 29 (2017) 年度				平成 28 (2016) 年度			
	件数 (件)		割合 (%)		件数 (件)		割合 (%)	
	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国
配偶者	14	774	1.8	2.2	29	821	3.8	2.4
親	17	700	2.2	2.0	15	718	2.0	2.0
子	95	5,051	12.4	14.2	133	5,273	17.5	15.2
兄弟姉妹	38	1,299	5.0	3.6	33	1,323	4.4	3.8
その他親族	41	1,536	5.4	4.3	38	1,624	5.0	4.7
弁護士	148	7,967	19.3	22.3	157	8,048	20.7	23.2
司法書士	239	9,982	31.2	28.0	203	9,408	26.8	27.1
社会福祉士	108	4,412	14.1	12.4	85	3,990	11.2	11.5
社会福祉協議会	39	1,043	5.1	2.9	35	907	4.6	2.6
税理士	0	74	0.0	0.2	1	67	0.1	0.2
行政書士	10	893	1.3	2.5	7	799	0.9	2.3
精神保健福祉士	0	19	0.0	0.1	0	32	0.0	0.1
市民後見人	2	289	0.3	0.8	2	264	0.3	0.7
その他法人	9	1,447	1.2	4.0	15	1,274	2.0	3.7
その他個人	5	187	0.7	0.5	5	173	0.7	0.5
合計	765	35,673	100.0	100.0	758	34,721	100.0	100.0

※「第 18 回成年後見制度推進団体連絡会議（平成 31（2019）年 1 月 31 日開催）資料 4」

社会福祉協議会では、法人成年後見人として、現在 2 人を受任しており、その数は横ばいとなっています。

かけはし事業の利用者は横ばいですが、問い合わせ・相談・援助等の支援数は年々増加しています。

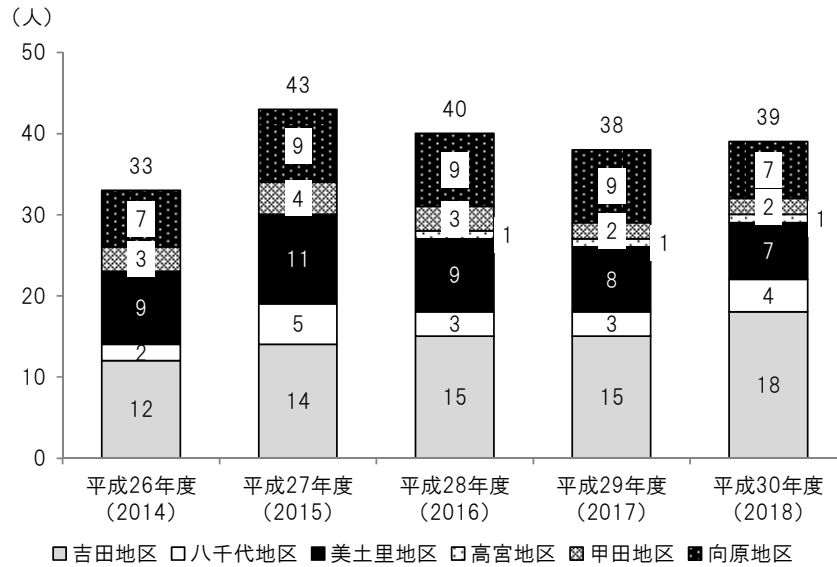
図表5-3 成年後見事業実施の推移

【単位：人】

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
受任者数	1	2	2	2	2

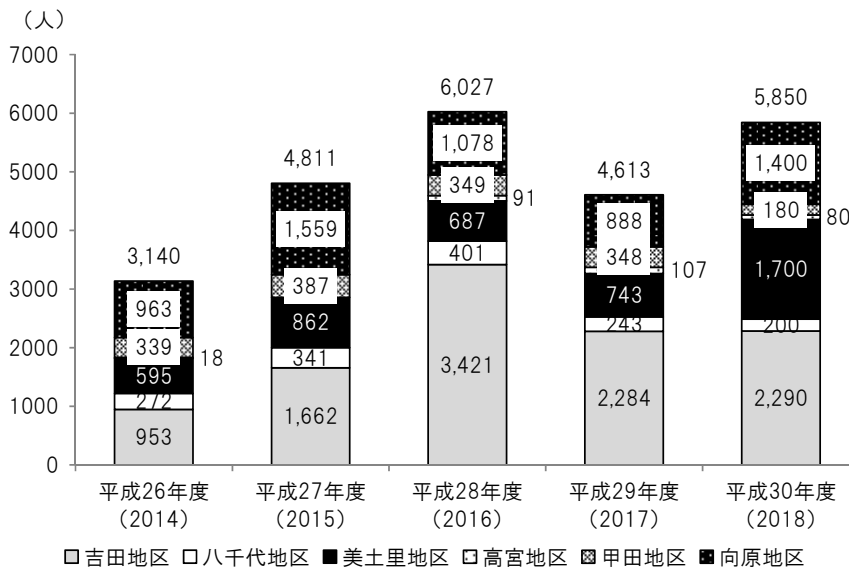
※安芸高田市社会福祉協議会「第 2 次中期経営計画(第 2 次地域福祉活動計画)」

図表5-4 かけはし事業実施推移（利用者数）



※安芸高田市社会福祉協議会「第2次中期経営計画(第2次地域福祉活動計画)」

図表5-5 かけはし事業実施推移（支援数）



※安芸高田市社会福祉協議会「第2次中期経営計画(第2次地域福祉活動計画)」

図表 5-6 成年後見関係事件の「申立人と本人の関係」

	平成 29 (2017) 年度				平成 28 (2016) 年度			
	件数 (件)		割合 (%)		件数 (件)		割合 (%)	
	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国
本人	74	5,048	9.6	14.2	88	4,364	12.2	12.7
配偶者	37	1,876	4.8	5.3	50	1,868	6.9	5.4
親	48	1,856	6.2	5.2	41	1,756	5.7	5.1
子	202	9,641	26.3	27.2	212	10,023	29.3	29.1
兄弟姉妹	105	4,357	13.7	12.3	92	4,340	12.7	12.6
その他親族	116	4,459	15.1	12.6	97	4,391	13.4	12.8
法定後見人等	6	602	0.8	1.7	10	552	1.4	1.6
任意後見人等	10	609	1.3	1.7	9	666	1.2	1.9
検察官	0	1	0.0	0.0	0	3	0.0	0.0
市町村長	171	7,037	22.2	19.8	124	6,466	17.2	18.8
合計	769	35,486	100.0	100.0	723	34,429	100.0	100.0

※「第 18 回成年後見制度推進団体連絡会議（平成 31（2019）年 1 月 31 日開催）資料 4」

市長申立てを行った件数は、毎年約 2 件となっています。

要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者は推計をやや下回るものの、今後、増加が見込まれます。

図表 5-7 市長申立件数の推移

【単位：件】

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
高齢者	2	0	2	1	0
障害者	0	1	0	1	0
合計	2	1	2	2	0

※安芸高田市福祉保健部健康長寿課・社会福祉課調べ

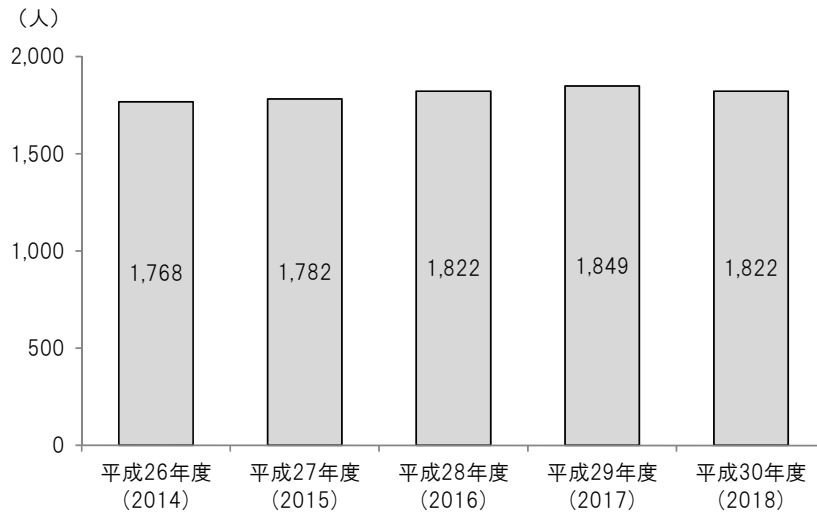
図表 5-8 安芸高田市成年後見制度利用支援事業報酬額の助成件数の推移

【単位：件】

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
高齢者	0	0	1	1	0
障害者	0	0	0	0	1
合計	0	0	1	1	1

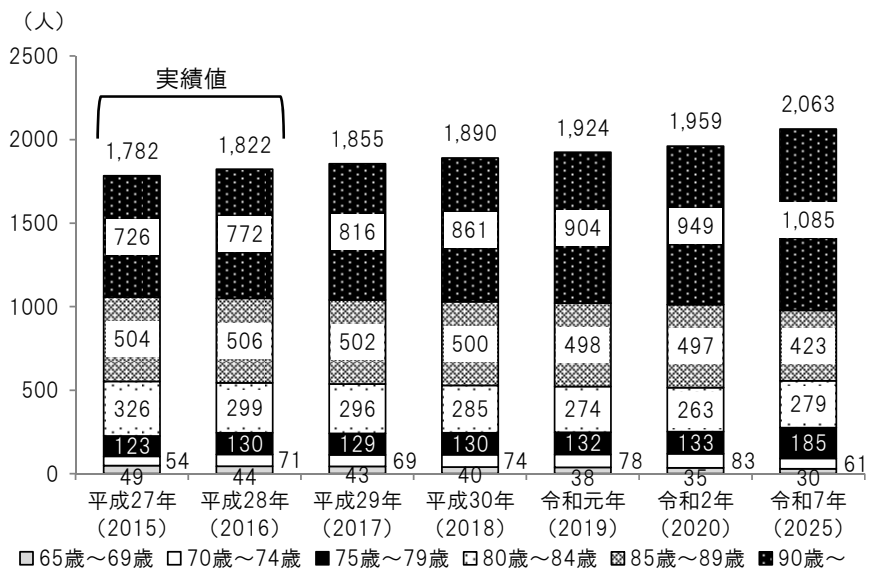
※安芸高田市福祉保健部健康長寿課・社会福祉課調べ

図表 5-9 要支援・要介護を受けている認知症高齢者の推移（実績）



※安芸高田市福祉保健部保険医療課調べ

図表 5-10 認知症高齢者数の推移（推計）



※安芸高田市第7期介護保険事業計画

(注) 令和2(2020)年の合計値は1,960になるが、第7期計画での表記に合わせている

5. 計画の内容

(1) 基本目標

住み慣れた地域で、地域の人びとと支え合い、認め合いながら、尊厳を持ち、権利が擁護される地域づくりを目指す

(2) 基本施策

① 虐待等の防止及び権利擁護の充実

市民が成年後見制度の理解を深めて利用しやすくなるとともに、同じ地域の住民同士という視点を活かした見守りや支援の担い手となることができるよう、成年後見制度等の周知啓発を行います。

権利擁護支援が必要な人を、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけるために相談対応体制を充実するとともに、成年後見制度以外のニーズに応じた権利擁護事業を展開します。

主な取り組み	担当	新規等
<p>● 権利擁護、成年後見制度の広報啓発活動（再掲）</p> <p>権利擁護に関する知識や理解の普及啓発、成年後見制度について広く周知するとともに、相談・支援事業を推進します。</p>	(市)社会福祉課・健康長寿課・人権多文化共生推進課・各人権福祉センター、社会福祉協議会	継続
<p>● 成年後見制度利用支援事業（再掲）</p> <p>成年後見制度の申立てを行う親族等がない人の市長による申立て手続、成年後見人等への報酬助成を行い、制度の利用を支援します。</p>	(市)社会福祉課・健康長寿課	継続
<p>● 地域連携ネットワークの構築と中核機関のあり方の検討</p> <p>地域連携ネットワークの構築については、既存の組織（安芸高田市虐待等防止ネットワーク会議）の活用を含め、検討していきます。</p> <p>中核機関のあり方については、計画期間である令和6(2024)年度までに、関係機関と協議し、市直営または今後設置が予定されている権利擁護センターへの委託も含め、設置に向けて検討していきます。</p>	(市)社会福祉課・健康長寿課	新規

主な取り組み	担当	新規等
<p>●法人後見の充実</p> <p>現在、社会福祉協議会で行っている法人後見の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会、 (市)社会福祉課・ 健康長寿課</p>	<p>継続</p>
<p>●権利擁護センターの設置準備（再掲）</p> <p>判断能力が不十分な人々が、権利を脅かされることなく安心して地域で生活を送ることができるよう権利擁護センターの開設に向けて準備します。</p>	<p>社会福祉協議会、 (市)社会福祉課・ 健康長寿課</p>	<p>新規</p>
<p>●安芸高田市虐待等防止ネットワークの運営（再掲）</p> <p>虐待等（児童虐待、DV、高齢者虐待、障害者虐待）に迅速かつ適切に対処するために、関係機関・団体・その他関係者のネットワークを強化し、虐待等の防止や啓発活動を推進します。</p>	<p>(市)健康長寿課・ 社会福祉課・子育て支援課</p>	<p>継続</p>

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念及び基本目標を実現し、誰もが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民や団体等が主体的に活動できるようにそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。市民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を深め、取り組みの企画、運営、評価改善まで積極的に参画し、市民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの役割を進めていく必要があります。

(1) 市民の役割

地域福祉を推進していく力は、地域の担い手である市民です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができることを考え、主体的に福祉活動に参加することが求められます。自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助けあう地域づくりが可能となります。

また、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

(2) 行政の役割

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、市民や、社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中核として、市民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担う必要があります。

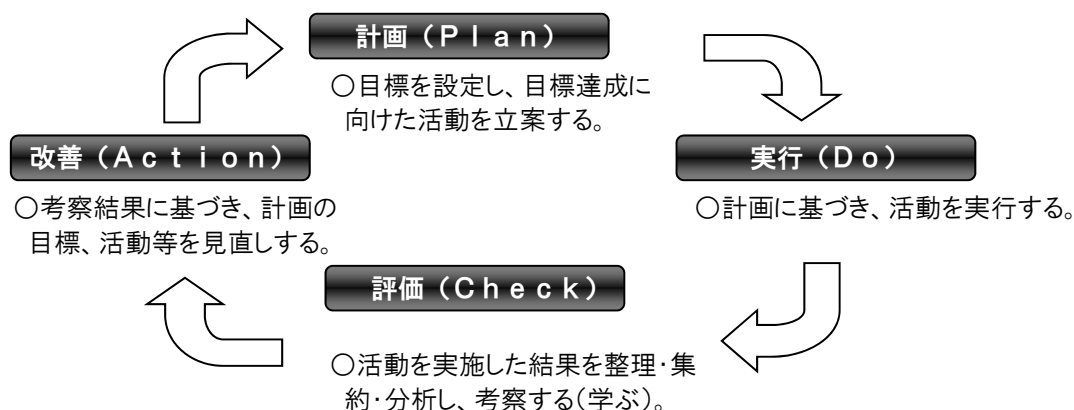
今後は、本計画及び年度毎の事業計画における取り組みの着実な推進とともに、継続的な見直し・改善を行います。

2. 計画の進行管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画(Plan)を立て、それを実施(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の改善(Action)を行う一連の流れのことです。本計画においては、PDCAサイクルを行うことで、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。

◆PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



3. 財源の確保や社会資源の活用

本計画を実行するため、地域づくりに関する事業の一体的な実施を検討し、福祉関係以外も含めた国等による補助制度の有効活用を図ります。

また、行政と地域住民、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業、NPO等と連携し、民間財源の確保や社会資源の活用を図り、地域における様々な関係者の協働による地域福祉の推進を目指します。

資料編

1. 地域福祉計画策定委員会設置要綱

安芸高田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき安芸高田市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び進行管理を行うため、安芸高田市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、12人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・保健・福祉関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 職域・住民組織団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が認める者

3 策定委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条の規定に関わらず、この要綱の施行後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

2. 地域福祉計画策定委員名簿

No.	氏名	選出団体名・役職	役職	選出分野
1	辻駒 健二	安芸高田市まちづくり委員会	委員長職務代理	職域・住民組織団体の代表者
2	猪上 優彦	安芸高田市民生委員児童委員協議会	会長	民生委員・児童委員
3	◎福田 美恵子	安芸高田市社会福祉協議会	副会長	医療・保健・福祉関係者
4	上野 豊博	安芸高田市人権福祉協会	理事	医療・保健・福祉関係者
5	○大徳 悦孝	安芸高田市医師会	理事	医療・保健・福祉関係者
6	矢田 ゆかり	居宅介護支援事業所連絡協議会	会長	医療・保健・福祉関係者
7	伊藤 千代子	安芸高田市障害者自立支援協議会	会長	医療・保健・福祉関係者
8	小野 ひとみ	安芸高田市保育連盟	監事	医療・保健・福祉関係者
9	大田 雄司	安芸高田市福祉保健部	部長	関係行政機関の職員

(注) 令和元年10月1日現在
◎印は委員長、○印は副委員長を示す

3. 策定経過

日時	会議名等	内容
令和元（2019）年 7月18日	第1回安芸高田市地域福祉計画策定委員会	・委嘱状 ・委員長の選任 ・地域福祉計画の概要
令和元（2019）年 10月31日	第2回安芸高田市地域福祉計画策定委員会	・成年後見制度利用促進基本計画の資料説明 ・地域福祉計画の説明
令和元（2019）年 12月19日	第3回安芸高田市地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画骨子(案)の説明・協議
令和2（2020）年 1月30日	第4回安芸高田市地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画(案)の承認
令和2（2020）年 2月7日～2月21日	パブリックコメントの実施	・計画案についての意見募集

4. 関連資料

[資料1]NPO法人

法人名称	主たる事務所の所在地	主たる目的 (活動の種類)	電話番号
江の川鮭の会	安芸高田市高宮町佐々部 983-13 たかみや人権会館内	【環境】江の川流域での鮭の放流に関する事業等	0824-44-7071
百華倶楽部	安芸高田市甲田町下小原 238-2	【環境】自然環境を生かした地域のコミュニティづくり	0826-45-3045
やまなみ大学地域 自立支援センター	安芸高田市美土里町本郷 5936-1	【まちづくり】やまなみ大学の推進、人材育成、企画、中山間地域の活性化	0826-59-2055
貴船	安芸高田市吉田町吉田 1781	【観、聴、触】地域活動支援センター貴船ハウスの運営	0826-42-2967
コミュニティ・サービス・センター	安芸高田市高宮町房後 125-20	【まちづくり】コミュニティインフラの調査研究、行政機関等への助言支援協力	0826-57-1888
子育て応援隊か んがるー	安芸高田市吉田町吉田 1970	【子ども】放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の運営	0826-42-5008
東アジア児童基 金会	安芸高田市八千代町勝田 448	【子ども】東アジア地域の子ども・青少年の健全な育成・保護、国際協力活動	0826-52-3838
いきいきクラブ たかみや	安芸高田市高宮町佐々部 983-13	【学術】スポーツ、レクリエーション、文化活動による豊かな活力ある生活実現	0826-57-1925
如月	安芸高田市高宮町原田 2370-1	【観、聴、触】行政機関へ相談できないトラブルを抱え困っている人への支援	0826-54-1110
安芸高田市国際 交流協会	安芸高田市吉田町吉田 1324	【国際協力】地域の国際交流活動、多文化共生活動の推進、国際化の寄与	0826-45-3088
ふるさとネット やすらぎ会	安芸高田市向原町長田 22-1 向原農村交流館やすらぎ内	【まちづくり】農村交流館やすらぎの運営。物品販売、都市との交流ほか	0826-46-3987
ぷらっとほーむ 小原	安芸高田市甲田町下小原 300-2	【まちづくり】地域活性化、安心して暮らせるまちづくり、地域振興の寄与	090-2294-2234

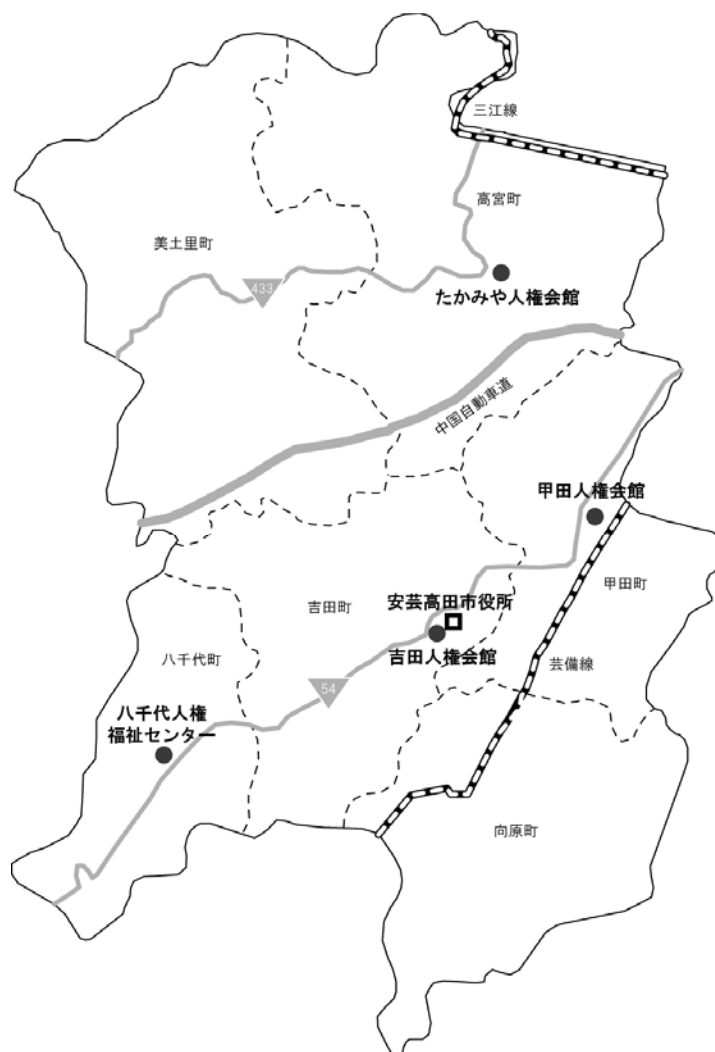
※広島県民活動課のホームページから作成

(注) 令和元年10月1日現在(設立順)

[資料2]人権会館・人権福祉センター（隣保館）

施設名称	所在地	電話
吉田人権会館	安芸高田市吉田町常友 1284-1	0826-42-2826
八千代人権福祉センター	安芸高田市八千代町佐々井 1329	0826-52-7500
たかみや人権会館	安芸高田市高宮町佐々部 983-13	0826-57-1330
甲田人権会館	安芸高田市甲田町高田原 1458	0826-45-4922

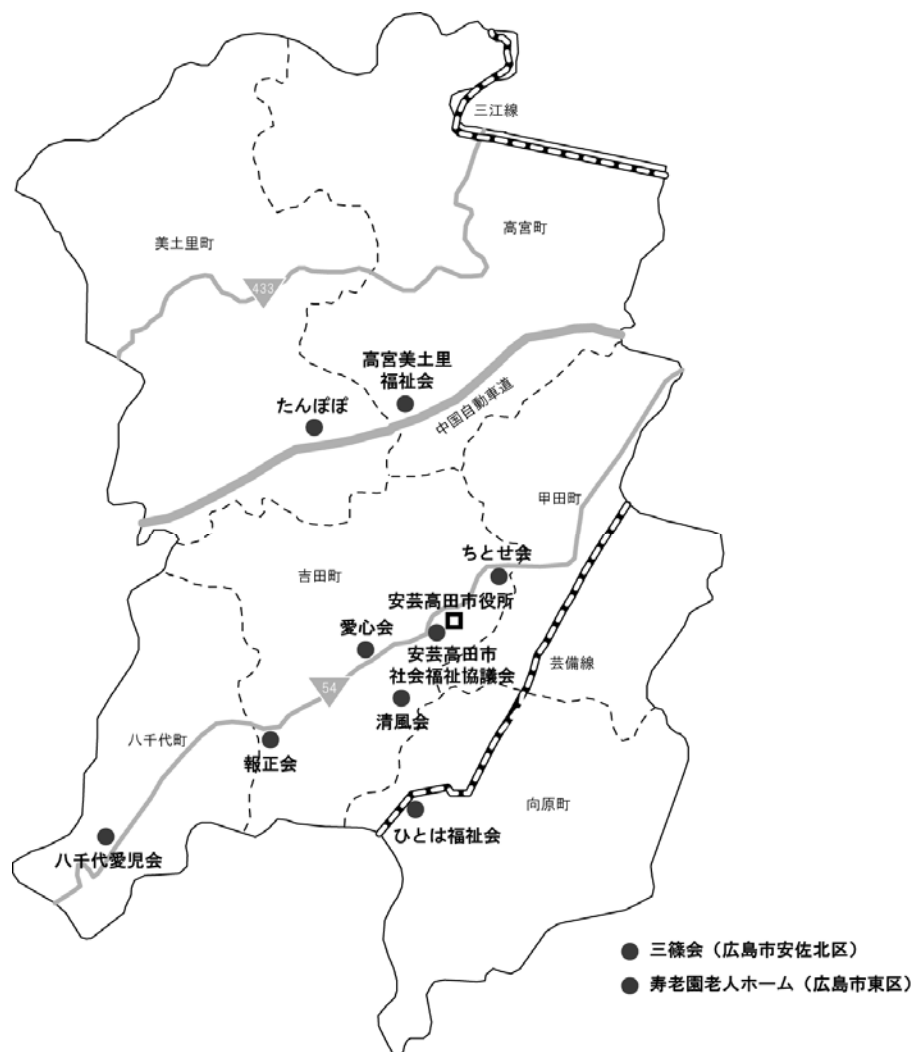
（注）令和2年4月から「吉田人権会館」は「吉田人権福祉センター」、「たかみや人権会館」は「たかみや人権福祉センター」、「甲田人権会館」は「甲田人権福祉センター」に施設の名称が変わります。



[資料3]社会福祉法人（市内に施設・事業所を運営する法人）

法人名称	主たる事務所の所在地	所轄庁	電話
報正会	安芸高田市吉田町上入江 1986 - 1	安芸高田市	0828-43-1011
八千代愛児会	安芸高田市八千代町上根 1372 - 6		0826-52-3048
安芸高田市社会福祉協議会	安芸高田市吉田町常友 1564 - 2		0826-42-2941
愛心会	安芸高田市吉田町山手 647		0826-43-1776
たんぽぽ	安芸高田市美土里町横田 2320 - 1		0826-54-0368
ひとは福祉会	安芸高田市向原町長田 1857		0826-46-2960
高宮美土里福祉会	安芸高田市高宮町原田 10380 - 1		0826-57-1586
ちとせ会	安芸高田市吉田町吉田 527 - 7		0826-42-4110
清風会	安芸高田市吉田町竹原 967	広島県	0826-43-0611
三篠会	広島市安佐北区白木町小越 10230	広島県	082-828-0123
寿老園老人ホーム	広島市東区山根町 38 - 23	広島市	082-263-3841

(注) 所轄庁、法人番号順



[資料4] 民生委員（児童委員）の活動状況実績

【単位：件】

地区協名	分野別相談・ 支援件数(年度中)	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
吉田 地区協	高齢者に関すること	705 (0)	691 (0)	710 (0)	594 (0)	628 (0)
	障害者に関すること	114 (0)	131 (0)	138 (0)	151 (0)	304 (0)
	子どもに関すること	360 (1)	372 (2)	378 (1)	291 (0)	251 (0)
	その他	256 (0)	247 (0)	213 (0)	152 (0)	221 (0)
	合計	1,435 (1)	1,441 (2)	1,439 (1)	1,188 (0)	1,404 (0)
八千代 地区協	高齢者に関すること	559 (0)	51 (6)	56 (7)	98 (0)	106 (0)
	障害者に関すること	77 (0)	22 (12)	5 (1)	5 (0)	9 (0)
	子どもに関すること	152 (0)	78 (23)	50 (22)	26 (0)	33 (3)
	その他	201 (1)	36 (15)	39 (8)	32 (0)	16 (0)
	合計	989 (1)	187 (56)	150 (38)	161 (0)	164 (3)
美土里 地区協	高齢者に関すること	202 (1)	460 (6)	142 (5)	130 (0)	208 (4)
	障害者に関すること	6 (0)	26 (0)	24 (0)	35 (0)	16 (0)
	子どもに関すること	16 (7)	40 (0)	17 (1)	19 (0)	8 (0)
	その他	48 (0)	86 (1)	52 (0)	47 (0)	27 (0)
	合計	272 (8)	612 (7)	235 (6)	231 (0)	259 (4)
高宮 地区協	高齢者に関すること	630 (0)	623 (0)	450 (0)	459 (0)	491 (0)
	障害者に関すること	21 (0)	56 (0)	75 (0)	4 (0)	9 (0)
	子どもに関すること	65 (22)	82 (10)	74 (0)	90 (0)	69 (0)
	その他	95 (0)	135 (0)	91 (0)	134 (0)	169 (0)
	合計	811 (22)	896 (10)	690 (0)	687 (0)	738 (0)

地区協名	分野別相談・ 支援件数(年度中)	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
甲田 地区協	高齢者に関すること	726 (0)	610 (0)	463 (0)	370 (0)	356 (7)
	障害者に関すること	23 (0)	45 (0)	39 (0)	9 (3)	17 (0)
	子どもに関すること	70 (1)	69 (5)	71 (8)	71 (22)	79 (24)
	その他	180 (0)	204 (4)	110 (0)	54 (1)	95 (6)
	合計	999 (1)	928 (9)	683 (8)	504 (26)	547 (37)
向原 地区協	高齢者に関すること	242 (4)	237 (11)	259 (24)	114 (30)	155 (29)
	障害者に関すること	37 (1)	39 (0)	28 (0)	17 (4)	6 (5)
	子どもに関すること	36 (34)	21 (16)	31 (15)	52 (39)	53 (28)
	その他	86 (7)	76 (1)	68 (1)	91 (0)	79 (1)
	合計	401 (46)	373 (28)	386 (40)	274 (73)	293 (63)
総計 (6地区協)	高齢者に関すること	3,064 (5)	2,672 (23)	2,080 (36)	1,765 (30)	1,944 (40)
	障害者に関すること	278 (1)	319 (12)	309 (1)	221 (7)	361 (5)
	子どもに関すること	699 (65)	662 (56)	621 (47)	549 (61)	493 (55)
	その他	866 (8)	784 (21)	573 (9)	510 (1)	607 (7)
	総計	4,907 (79)	4,437 (112)	3,583 (93)	3,045 (99)	3,405 (107)

※福祉行政報告例

(注) 上段：民生委員の相談件数
下段：主任児童委員の相談件数（再掲）

[資料5]安芸高田市人権会館・人権福祉センター 相談事業実績

【単位：件】

施設名	相談区分	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
吉田人権会館	生活相談	55	20	50	56	103
	健康相談	8	7	3	4	2
	教育相談	0	3	4	3	0
	育児相談	0	3	4	3	0
	その他相談	323	300	379	367	84
	定期相談会	35	34	34	34	34
	合計	421	367	474	467	223
八千代人権福祉 センター	生活相談	28	22	11	16	33
	健康相談	11	10	4	13	0
	教育相談	0	0	0	0	0
	育児相談	0	0	0	0	0
	法律相談	11	7	0	0	0
	その他相談	113	93	42	62	0
	合計	163	132	57	91	33
たかみや人権会館	生活相談	119	86	89	93	118
	健康相談	33	18	21	24	2
	教育相談	18	16	5	6	0
	福祉相談	1	43	21	23	1
	総合窓口相談	23	23	24	16	0
	合計	194	186	160	162	121
甲田人権会館	生活相談	307	292	393	264	170
	健康相談	200	97	95	119	10
	教育相談	445	395	456	359	166
	育児相談	2	1	0	0	0
	その他相談	407	541	555	554	34
	合計	1,361	1,326	1,499	1,296	380

施設名	相談区分	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
総計（4館）	生活相談	509	420	543	429	424
	健康相談	252	132	123	160	14
	教育相談	463	414	465	368	166
	育児相談	2	4	4	3	0
	福祉相談	1	43	21	23	1
	総合窓口相談	23	23	24	16	0
	定期相談会	35	34	34	34	34
	法律相談	11	7	0	0	0
	その他相談	843	934	976	983	118
	総計	2,139	2,011	2,190	2,016	757

※隣保館運営等実績報告より抜粋

5. 関連計画・報告書一覧

(分野別順)

「人がつながる田園都市 安芸高田ー第2次安芸高田市総合計画ー」

策定年月	平成 27(2015)年3月	作成者	安芸高田市企画振興部政策企画課
根拠法	-	策定期間	平成 27(2015)年度～平成 36(2024)年度(基本構想)
概要	本市が策定する計画のすべての基本となる最上位計画で、今後 10 年を見越した行政運営の総合的な指針。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層からなる。		

「安芸高田市社会福祉協議会第2次中期経営計画(第2次地域福祉活動計画)」

策定年月	平成 31(2019)年4月	作成者	社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会
根拠法	-	策定期間	令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度
概要	令和元年度から令和5年度までの、発展安定した社会福祉協議会の経営を行うことと、地域福祉の推進を目指すために策定された計画。		

「安芸高田市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」

策定年月	平成 30(2018)年4月	作成者	安芸高田市福祉保健部保険医療課・健康長寿課
根拠法	老人福祉法第 20 条の8第1項 介護保険法第 117 条第1項	策定期間	平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度
概要	高齢者福祉計画と介護保険事業計画を併せ持つ計画。		

「第2次安芸高田市障害者プラン・安芸高田市障害福祉計画(第4期)」

策定年月	平成 27(2015)年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部社会福祉課
根拠法	障害者基本法第 11 条第3項 障害者総合支援法第 88 条	策定期間	平成 27(2015)年度～平成 32(2020)年度 平成 27(2015)年度～平成 29(2017)年度※
概要	障害者に関する基本計画である市町村障害者計画と、障害福祉サービスに関する市町村障害福祉計画を併せ持つ計画。 ※障害福祉計画については、見直しされ第5期計画が策定されている。		

「安芸高田市障害福祉計画-障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)」

策定年月	平成 30(2018)年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部社会福祉課
根拠法	障害者総合支援法第 88 条第1項 児童福祉法第 33 条の 20 第1項	策定期間	平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度 平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度
概要	障害者と障害児の障害福祉サービス等に関する市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画を併せ持つ計画。		

「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」

策定年月	平成 27(2015)年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部子育て支援課
根拠法	子ども・子育て支援法第 61 条 次世代育成支援対策推進法	策定期間	平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度
概要	市町村子ども・子育て支援事業計画と市町村行動計画の性格を併せ持つ計画。 ※令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までを期間とする第2次計画が策定されている。		

「健康あきたかた21計画(第2次)」

策定年月	平成 29(2017)年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部保健医療課
根拠法	健康増進法第8条 食育基本法第8条	策定期間	平成 29(2017)年度～平成 34(2022)年度
概要	市町村健康増進計画と市町村食育推進計画を併せ持つ計画。		

「安芸高田市自殺対策計画(第2次)」

策定年月	平成 31(2019)年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部健康長寿課
根拠法	自殺対策基本法第 13 条第 2 項	策定期間	平成 31(2019)年度～平成 34(2022)年度
概要	市町村自殺対策計画。		

「安芸高田市子供の生活実態調査報告書」

策定年月	平成 30(2018)年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部子育て支援課
根拠法	-	策定期間	-
概要	平成 29(2017)年7月にアンケート調査を実施した報告書。子供の生活実態や家庭の状況、生活環境の意識やニーズ等を把握し、子供の貧困対策の効果的な支援を検討するための基礎資料。		

1.

「安芸高田市健康づくりに関するアンケート調査分析報告書」

策定年月	平成 28(2016)年 11 月	作成者	安芸高田市福祉保健部保健医療課
根拠法	-	策定期間	-
概要	健康増進計画の策定にあたって、市民の健康づくりに関する意識及び行動の実態を調査・分析し、効果的な施策を展開していくための基礎資料。		

6. 地域福祉年表

◆安芸高田市における社会福祉の歴史◆

年月	高田郡6町及び安芸高田市の動き	年月	国の動き
		昭和23(1948)年	民生委員法制定
		昭和25(1950)年	新生活保護法制定
昭和32(1957)年 11月	財団法人愛児会、設立		
昭和43(1968)年 4月	社会福祉法人美土里町社会福祉協議会、設立		
昭和44(1969)年 1月	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会、設立		
昭和45(1970)年 4月	社会福祉法人高宮町社会福祉協議会、設立		
昭和46(1971)年 4月	社会福祉法人向原町社会福祉協議会、設立		
昭和47(1972)年 3月	社会福祉法人清風会、設立		
昭和48(1973)年 3月	社会福祉法人八千代町社会福祉協議会、設立		
昭和51(1976)年 5月	社会福祉法人甲田町社会福祉協議会、設立		
昭和53(1978)年 6月	社会福祉法人愛心会、設立認可		
昭和54(1979)年 9月	社会福祉法人報正会、設立認可		
昭和57(1982)年 1月	社会福祉法人ちとせ会、設立認可		
		昭和58(1983)年 10月	市町村社協法制化
		昭和62(1987)年	社会福祉士及び介護福祉士法制定
		平成元(1989)年	「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」(ゴールドプラン)策定
平成3(1991)年 4月	社会福祉法人高宮美土里福祉会、設立認可		

年月	高田郡6町及び安芸高田市の動き	年月	国の動き
平成6(1994)年 9月	社会福祉法人ひとは福祉会、設立認可	平成6(1994)年	21世紀福祉ビジョン 策定、新ゴールドプラン の策定（平成7～11 年度）
		平成10(1998)年 12月	特定非営利活動促進法 （NPO法）、施行
		平成11(1999)年	ゴールドプラン 21 の 策定（平成 12～16 年 度）
		平成12(2000)年	介護保険制度スタート 成年後見制度導入
		平成13(2001)年	社会保障改革大綱
平成14(2002)年 12月	社会福祉法人たんぽぽ、設立認可		
平成16(2004)年 3月	高田郡6町が合併し、安芸高田市が誕生		
平成16(2004)年 3月	社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会、 設立認可		
		平成17(2005)年	障害者自立支援法、成 立（平成 18 年4、10 月施行）
		平成18(2006)年 4月	高齢者虐待の防止、高 齢者の擁護者に対する 支援等に関する法律、 施行
		平成19(2007)年	社会福祉士及び介護福 祉士法改正
平成21(2009)年 4月	社会福祉協議会と保育所を運営する社会福 祉法人の所轄庁は、県条例で市となる（広 島県特例条例による権限移譲）		
		平成24(2012)年	社会保障制度改革推進 法制定 社会保障制度改革国民 会議の設置

年月	高田郡6町及び安芸高田市の動き	年月	国の動き
平成25(2013)年 4月	単一市内にある社会福祉法人の所轄庁は、法律で市となる(法定移譲)	平成25(2013)年 4月	地域主権改革第2次一括法による社会福祉法改正により、社会福祉法人の所轄庁が変更
平成25(2013)年 11月 12月	社会福祉法人八千代愛児会、設立認可 財団法人愛児会、解散		
		平成26(2014)年 4月	消費税率8%にアップ
		平成27(2015)年 4月	生活困窮者自立支援法、施行
		平成28(2016)年	「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置(厚生労働省)
		平成29(2017)年 4月	社会福祉法人制度改革を目的とした改正社会福祉法全面施行
		平成30(2018)年 4月	地域共生社会実現を目指す社会福祉法改正施行
		平成30(2018)年	生活困窮者自立支援法改正 生活保護法改正 生活保護基準改正

7. 用語解説

あ行	
NPO (エヌ・ピー・オー)	Non-profit Organization (ノンプロフィット・オーガナイゼーション：民間非営利組織) の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。法人格の有無を問わず、地域福祉を担う一員として期待されている。
か行	
核家族	一組の夫婦と未婚の子から成る家族。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。
かけはし	高齢や障害等により、福祉や介護サービスの利用申し込み、契約がひとりでは難しい時、サービス利用のための援助をし、日常的な金銭管理と支払い等の代行により、望まない買い物や契約等で損害を受けないよう支援する事業。
協働	共通の目的のために、お互いに認め合いながら協力して働くこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。
ごみ屋敷	建築物又はその敷地、あるいは集合住宅における個別専用部分又はベランダや廊下等の共有部分に、物品が堆積又は放置されることに起因して、病害虫、ネズミ若しくは悪臭の発生、又は火災若しくは物の崩壊のおそれがある建築物等をいう。 ※公益財団法人日本都市センターによる「都市自治体の「住宅荒廃」問題に関するアンケート」調査における用語の定義
さ行	
災害ボランティアセンター	ボランティアの力を借りたい被災者とボランティアを繋ぐ、主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。

さ行（続き）	
サロン	高齢者や障害者、子育て家庭等が地域の中で孤立した生活を送ることがないように、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出合いや仲間づくり、交流、情報交換等の場。
自治会	近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつかっていくため、人のつながりを基にした自主的に組織された任意団体。
児童扶養手当	ひとり親家庭に対する自立を支援するための手当で、市町村へ申請する。
社会的孤立	家族や地域社会との関係が希薄で、他の人との接触がほとんどない状態。
社会福祉	国民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として行われる社会的な方策または行動体系。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域福祉において中核となる組織。
社会福祉法	社会福祉の目的や理念、原則に関する法。各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項も規定している。
人口動態	一定期間中の人口の変動の状態。どのような理由で人口が増減しているか知ることができる。
生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。地域福祉においてどのように早期に悩みを発見して支えていくかが課題となる。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法の施行を受け、平成 27(2015)年度から始まった制度。社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている人への支援（第2のセーフティネット）を強化する趣旨のもの。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにしたりする等、本人を不利益から守る制度。

た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。
地域住民	地域に住む住民、地域福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防または要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。
地域福祉	地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者等が協力して取り組んでいこうという考え。
地域福祉活動計画	行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画。社会福祉協議会が策定する。
地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定にもとづき、高齢者、児童、障害者等の分野に関して総合的な政策の方向性を示す計画。
地域包括支援センター	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口。
閉じこもり	1日のほとんどを家の中あるいはその周辺（庭先程度）で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて縮小した状態。身体的、心理的、社会・環境要因により、閉じこもりとなる高齢者が多い。

な行	
認知症	いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れ等）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊等）、神経症状（パーキンソン症状等）等がみられる。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。
は行	
8050 問題	親が 80 代、子が 50 代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰る等して、これまで見えづらかった地域課題。 ※「～地域包括支援センターにおける「8050」事例への対応に関する調査～」報告書、特定非営利法人 K H J 全国ひきこもり家族会連合会、平成 30（2019）3 月、厚生労働省平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業より
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行う際その案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。
バリアフリー	高齢者、障害者、児童等が生活する上での障壁（バリアー）を取り除くという考え方。交通機関や家の設備等で取り入れられる観点となる。
ひきこもり	「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。 ※「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成 22(2010)年 5 月 19 日公表)
避難行動要支援者	災害時に避難する際、支援が必要な人のこと。高齢者、障害者等、いざという時にどのように安全を確保するかが重要となる。

ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、地域福祉向上のために厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。地域住民の相談を受け、解決のお手伝いをする。守秘義務がある。
や行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。
要約筆記	聴覚に障害のある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出したりし、文字で情報を伝えること。
ら行	
療育手帳	知的障害者へ都道府県知事が発行する障害者手帳。障害福祉サービスが受けやすくなる。

安芸高田市地域福祉計画

～地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現～

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

発行年月：令和2(2020)年3月

発行・編集：安芸高田市 福祉保健部 社会福祉課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：0826-42-5615 / FAX：0826-42-2130